

添付資料1: 参考文献リスト

添付資料 1: 参考文献

1. 参考文献

稲田十一・片岡貞治、『外務省国際協力局多国間協力課委託「人間の安全保障基金によるマルチ・セクター、マルチ・エージェンシー・プロジェクトに関する調査」、早稲田大学、2007年

外務省、『ODA 評価ガイドライン第5版』、外務省、2009年

外務省、『人間の安全保障基金:21世紀を人間中心の世紀とするために』、外務省、2009年

外務省、『スキーム評価草の根・人間の安全保障無償資金協力』、外務省、2006年

外務省、『外交青書』、外務省、1996年版～2009年版

川西晶大『『保護する責任』とは何か』『レファレンス』No.674、2007年年3月号

河辺一郎、「人間安全保障の政治性:提唱の背景と日本にとっての意味」『立命館国際地域研究第21号』、2003年

佐藤誠、「日本における人間の安全保障をめぐる政策と議論」『立命館国際研究』18-3、2006

武見敬三『国連および国際機関を通じた人間の安全保障分野における日本の貢献:国連財団主催のシンポジウムの為の参考論文』、日本国際交流センター、2006年

塚田洋「カナダ外交における「人間の安全保障」」『レファレンス』2005年4月号

日本国際交流センター『国連機関における人間の安全保障』、日本国際交流センター、2004年

日本国際問題研究所、『外務省委託「人間の安全保障基金」の評価制度の構築—カンボジアを事例として—』、日本国際問題研究所、2006年

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、『外務省委託調査：人間の安全保障基金プロジェクト報告書の分析調査』、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、2009年

山影統・小島朋之、『日本政府と国内の「人間の安全保障」認識の乖離－国会の議論を中心に－』、総合政策学ワーキングペーパーシリーズ No.98、慶應義塾大学、2006年

Commission on Human Security, *Human Security Now*, Commission on Human Security, 2003

Kaldor, Mary, *Human Security: Reflections on Globalization and Intervention*, Polity Press, 2007

Strategic Peace and International Affairs Research Institute ed., *Human Security in the 21st Century*, Tokai University Press, 2007

UNOCHA, *Human Security in Theory and Practice: Application of the Human Security Concept and the United Nations Trust Fund for Human Security*, UNOCHA HSU, 2009

UNTFHS, *Guidelines for the United Nations Trust Fund for Human Security 5th Revision*, UNOCHA HSU, 2009

UNTFHS, *Trust Fund for Human Security Guidelines, Original*, 2001

UNTFHS, *UN Trust Fund for Human Security Guidelines, 1st Revision*, 2003

UNTFHS, *UN Trust Fund for Human Security Guidelines, 2nd Revision*, 2005

UNTFHS, *Guidelines for the United Nations Trust Fund for Human Security, 3rd Revision*, 2005

UNTFHS, *Guidelines for the United Nations Trust Fund for Human Security 4th Revision*, UNOCHA HSU, 2008

2. 関連 WEB サイト

(1) 国内

外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/>

(2) 国連機関・その他

UNOCHA HSU ホームページ

<http://ochaonline.un.org/Home/tabid/2097/language/ja-JP/Default.aspx>

人間の安全保障委員会ホームページ

<http://www.humansecurity-chs.org/>

人間の安全保障ネットワークホームページ

<http://www.humansecuritynetwork.org/>

添付資料2: 面談者リスト

添付資料 2: 面談者リスト

【国内】

石原 猛	外務省国際協力局地球規模課題総括課 外務事務官
渡部 真由美	東京大学大学院総合文化研究科博士課程 (元国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット 職員)
勝又 英子	日本国際交流センター 常務理事・事務局長
鈴木 智子	日本国際交流センター プログラム・オフィサー
武見 敬三	東海大学教授 (元参議院議員)
ヨハン・セルス Johan Cels	UNHCR 駐日代表
吉留 桂	家族計画国際協力財団(JOICFP) プログラム専門家
堀江 良彰	特定非営利活動法人 難民を助ける会(AAR) 事務局長
橋本 笙子	特定非営利活動法人 ADRA Japan 事業部長
西山 美希	特定非営利活動法人 SHARE タイ事業担当

【ニューヨーク】

大菅 岳史	国際連合日本政府代表部公使
田瀬 和夫	国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット チーフ
メルナス・モスタファフィ Mehrnaz Mostafavi	国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット プログラム・ オフィサー
ジェニファー・セルンジョギ Jennifer Serunjogi	国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット ファイナンシ ャル・マネージメント・オフィサー
マックス・ショット Max Schott	国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット プログラム・ オフィサー

セルケス・エバンゲリスタ Xerxes Evangelista	国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット ファイナンス・オフィサー
ヤロン・ルベツキー Yaron Lubetzkey	国連財務官室 ファイナンシャル・マネージメント・オフィサー
ティモシー・スコット Timothy Scott	国連開発計画人間開発報告書室国別人間開発報告書ユニット ポリシー・スペシャリスト
ジロウ・ウスイ Jiro Usui	国連開発計画パートナーシップ局 スペシャル・アドバイザー/ シニア・プログラム・アドバイザー
ミシコ・セイノ Mishiko Seino	国連開発計画資源戦略パートナーシップ局 プログラム・アソシエート
カエ・イシカワ Kae Ishikawa	国連人口基金広報渉外局資金調達部 リソース・モービライゼーション・スペシャリスト
サエリョウ・キム Sae-Ryo Kim	国連児童基金民間連携および資金調達室 ドナー・リレーション・スペシャリスト
アリヤ・クロプッチ Alja Klopčič	国際連合スロベニア政府代表部 二等書記官
マスード・フセイン Masud Hussain	国際連合カナダ政府代表部 参事官(政務)
シャンタール・ウォーカー Chantale Walker	国際連合カナダ政府代表部 一等書記官(政務)
パトリック・トラバース Patrick Travers	国際連合カナダ政府代表部 アドバイザー

【タイ】

サチコ・ヤマモト Sachiko Yamamoto	ILO アジア太平洋地域総局長 Regional Director, ILO Regional Office for Asia and the Pacific Regional Department (ILO/ROAP)
ギイ・タイス Guy Thijs	ILO アジア太平洋地域総局次長 Deputy Regional Director, ILO/ROAP
カリン・クロッツビュッヒャ Karin Klotzbucher	ILO アジア太平洋地域総局事業部長 Head of Regional Programming Services, ILO/ROAP

ケンイチ・カマエ Kenichi Kamae	ILO アジア太平洋地域総局 チーフテクニカルアドバイザー Chief Technical Adviser, ILO/ROAP
ジュンコ・ナカヤマ Junko Nakayama	ILO マニラ事務所 テクニカルオフィサー Technical Officer, ILO/SRO Manila
クスマン・ラチャウونغ Kusumai Rachawong	ILO アジア太平洋地域総局 プロジェクトコーディネーター Project Coordinator, ILO/ROAP
如田 真理	日タイ通訳 (元 SEPOM)
シリナン・シンカム Sirinun Singkham	SEPOM レストラン代表
ワルニー Warunee	SEPOM フィールドワーカー Field Worker
ソムサック・ポルサタ Somsak Pornsatja	チェンライ開発社会局 局長 Development and Social Chiang Rai
ウィモン・ラクサン Wimon Raksakn	チェンライ元プロジェクトチーム法律アドバイザー Legal Adviser
アノングルクルッタナ・ポタチャイ Anongluckruttana Phothachai	チェンライ元プロジェクトチーム スタッフ
シカリム・シングサトルン Sikharin Singsathorn	チェンライ元プロジェクトチーム オフィサー Officer
ウサ・ラスリスンダド Usa Lersrisuntad	FFW 事業統括 Programme Director
マタマ・チェタメ Matthama Chetamee	FFW プロジェクトコーディネーター Project Coordinator
チャナンチダ・ジャンタセング Chananchida Janthaseang	FFW スタッフ
武田 康祐	在タイ日本国大使館一等書記官:労働・環境・JICA ボランティア 事業担当
玉川 麻衣子	在タイ日本大使館 専門調査員
織田 由紀子	JICA 専門家 チーフアドバイザー

古川 緑

JICA 専門家 業務調整員

ヘラ・サナジ
Hera Shanaj

IOM プログラムコーディネーター
Programme Coordinator

【トルクメニスタン】

ブルディエブ・ゲクリムロド
Mr. Burdyev Geklimurod

教育省副大臣
Deputy Minister, Ministry of Education

バイラムフ・ナリイ
Mr. Bayramov Nary

教育省国際関係局長
Chief of Department of International Relations, Ministry of Education

ドブレット・クルバノフ
Mr. Dovlet Kurbanov

教育省国際関係局専門家
Specialist, Department of International Relations, Ministry of Education

ホジャベルディエフ・サリイ
Mr. Hojaberdiyev Sary

教育省国際関係局専門家
Specialist, Department of International Relations, Ministry of Education

チャカゲルディ・ベクドウルディエフ
Mr. Cakageldi Bekdurdyev

社会保健省自発的年金保健局長
Director, Voluntary Pension Insurance Department, Ministry of Social Affairs

オグルジャン・イスラミ
Ms. Oguljan Islami

社会保健省法律局副局長
Deputy Director, Law Department, Ministry of Social Affairs

アタドウルディ・ソピエ
Mr. Atadurdy Sopiye

社会保健省改革方法局専門家
Specialist, Reform and Methodology Department, Ministry of Social Affairs

モハメット・シラポフ
Mr. Mohammed Silapov

社会保健省年金局長
Director, Pension Department, Ministry of Social Affairs

ムラッド・レーブ
Mr. Murad Reev

保健・医療工業省改革・技術分析局主任
Chief of Analyses of Reforms and Technologies Department, Ministry of Health and Medical Industry

アリヤバ・ビケ
Ms. Aliyava Bike

保健・医療工業省改革・技術分析局小児科専門家
Paediatric Specialist in Analyses of Reform and Technologies Department, Ministry of Health and Medical Industry

エルレコール・オベズ Mr. Erlekor Ovez	外務省 Ministry of Foreign Affairs
ブリタ・ヘレランド Ms. Brita Helleland	UNHCR トルクメニスタン代表 Representative, UNHCR Turkmenistan
シャセナム・アタバイエバ Ms. Shasenem Atabayeva	UNHCR トルクメニスタン プロジェクト・コーディネーター Project Coordinator, UNHCR Turkmenistan
マラット・アタモウラドフ Mr. Marat Atamouradov	UNHCR トルクメニスタン 副アドミニストレーション/プログラム・ オフィサー補佐 Associate Admin/Programme Officer, UNHCR Turkmenistan
グルナール・ケリムベルディエバ Ms. Gulnar Kerimberdiyeva	UNHCR トルクメニスタン トルクメナバット地域プロジェクト・ アシスタント Project Assistant in Turkmenabat, UNHCR Turkmenistan
ジェネット・アプロバ Ms. Jennet Approva	UNFPA トルクメニスタン代表補佐 Assistant Resident Representative, UNFPA Turkmenistan
マクシム・ファズリトディノフ Mr. Maksim Fazlitdinov	UNFPA ウズベキスタン アドボカシー・コミュニケーション担 当補佐 Programme Associate on Advocacy/Communication, UNFPA Uzbekistan
ティルケシュ・ドウルディリエフ Mr. Tirkesh Durdylyev	マリイ市長 Mayor of Mary City
ベルディ・アタムラドフ Mr. Berdi Atamyradov	マリイ副市長 Deputy Mayor of Mary City
エジズ・アタバルエフ Mr. Eziz Ataballyev	マリイ州青年組合会長 Chairperson of the Mary Province Youth Association
バシム・オラゾフ Mr. Bashim Orazov	マリイ州健康管理局長 The head of the Healthcare Management, Mary Province
ムラッド・アタイエフ Mr. Murad Atayev	マリイ州トルクメニスタン人労働者人道組合会長 The Chairperson of Humanitarian Association of the Trukmens Working, Mary Province
クルバンシャヘット・アブディラクマノフ Mr. Kurbanshahet Abdyrakmanov	マリイ中央病院 Central Hospital, Mary

ポブレット・ジュマエフ Mr. Povlet Jumaev	ドストルク難民居住地小学校校長 Principal of the school, Dostluk Settlement
ムハメット・タチリエフ Mr. Muhammet Tachliyev	マリィ州母子健康管理病院長 Head of the maternity and child health care hospital, Mary
ヤグミル・ベルディエフ Mr. Yagmyr Berdiyev	オグズカーン村ヘルス・ポスト医師長 Head physician, Oguzkhan village Health House
オグルビビ・ベグマノバ Ms. Ogulbibi Begmanova	オグズカーン・ガールズ・センター青少年リプロダクティブ・ヘルス問題トレーナー長 Master trainer on RH issues for adolescents, Oguzkhan Girls' Center
ムハメット・ジャバロフ Mr. Muhammet Jabarov	イイルディズカーン村ヘルス・ポスト医師長 Head physician, Yildyzkhan village Health House
ニゴラ・ガファロブナ・サファロバ Ms. Nigora Gafarovna Safarova	イイルディズカーン・ガールズ・センター青少年リプロダクティブ・ヘルス問題トレーナー長 Master trainer on RH issues for adolescents, Yildyzhan Girls' Center
エジェグル・バイリエバ Ms. Ejegul Bayryeva	トルクメナバット副市長 Deputy Mayor of Turkmenabat, Mayor's Office
アクムラト・ドジョマトフ Mr. Akmurat Djomatov	レバプ州市長室レバプ国際協力局長 Head of Department of International Cooperation of the Lepab Province, Mayor's Office
チャリィ・シェリポビッチ・ベキエフ Mr. Chary Sheripovich Bekiev	レバプ州健康局長 Head of the Lebap Province Health Department
スクシュール・エレシヨバ Ms. Sukshur Ereshova	タゼ・ヨルト難民居住地青少年センター長 Head of Adolescent Centre, Taze Yurt Settlement
ドブレット・ブダノフ Mr. Dovlet Budanov	セイディ市役所代表 Representative of Seidi city administration
バフティヤル・ハジエフ Mr. Bahtiyar Hajiev	セイディ市中央病院長 Head of the central hospital, Seidi city
メルジェン・オルノバ Ms. Merjen Orunova	セイディ・ガールズ・センター トレーナー Trainer, Seidi Girl's Centre
グルダネ・エレシヨバ Ms. Guldane Ereshova	タゼ・ヨルト難民居住地ガールズ・センター トレーナー長 Master trainer, Taze Yurt Settlement Girls' Center

アタムラット・ロジイェフ
Mr. Atamyrat Rozyyev

トルクメンバシ市ダシュラバット・ガールズ・センター教員
Teacher, Dashrabat Girl's Centre, Turkmenbashy

ナルグエ・ジュマクリエバ
Ms. Nargue Jumakuliyeva

ドブレトリ区副区長
Deputy Hakim of Dovletli District

ケリモフ・グルバンイェルディ
Mr. Kerimov Gurbanyeldy

アシガバット難民居住地ファミリー・ドクター
Family Doctor

添付資料3: 案件リスト

添付資料 3: 案件リスト(2009年7月時点、194案件)

番号	案件名	国(地域)	供与額(US\$)	承認年	実施機関
1	人間の尊厳イニシアティブ(人的資源開発のためのコミュニティベースの社会的弱者対策、フェーズ1)	タイ	141,250	1999	ESCAP
2	医療従事者向けトレーニングを通じた保健・医療機関の能力強化	タジキスタン	181,260	1999	UNDP
3	トウモロコシ及び米の種子増産プロジェクト	東ティモール	469,650	2000	FAO
4	カビツ州におけるコミュニティを基礎としたリプロダクティブ・ヘルス/家族計画のための統合プロジェクト	フィリピン	480,587	2000	UNFPA
5	元兵士の社会復帰・動員解除支援を通じた和平プロセスの強化事業	タジキスタン	676,641	2000	UNDP
6	持続的初期保健医療サービスと感染症予防促進	モンゴル	530,250	2000	UNICEF
7	住民参加による貧困撲滅プロジェクト	カンボジア	177,720	2000	UN-HABITAT
8	保健に関する社会的セーフティネットの開発	ベトナム、ラオス	378,245	2001	WHO
9	トウモロコシ及び米の種子増産プロジェクト フェーズ2 収穫後ロス防止緊急支援事業	東ティモール	349,794	2001	FAO
10	脆弱性削減のための水源開発を通じた旱魃対策	インド	1045,983	2001	UNDP
11	ワ地域モング・パウク地区コミュニティ・ヘルスケア、薬物需要削減プロジェクト	ミャンマー	202,000	2001	UNODC/ UNDCP
12	都市貧困層の児童虐待、搾取予防及び早期対策プロジェクト	フィリピン	214,747	2001	UNICEF
13	アイナロ・マナウトウにおけるコミュニティ復興プロジェクト	東ティモール	5,132,500	2001	UNDP
14	地方の学校及び保健施設への安全な水の持続的供給	タジキスタン	1,155,590	2002	UNICEF
15	リスクにさらされたストリートチルドレンに対する非公式基礎教育及び職業訓練	カンボジア	609,248	2002	UNESCO
16	HIV/AIDSに関連するジェンダー平等を通じた人間の安全保障の促進(アジア)	カンボジア、インド、タイ	1,186,211	2002	UNIFEM
17	北ラカイン州における基礎的インフラの再生及び向上	ミャンマー	859,075	2002	WFP

18	北マルク・トベロ・ガレラ地域復興イニシアティブ	インドネシア	1,429,684	2002	UNDP
19	子ども及びコミュニティの能力強化のための学校及び授業改善プロジェクト:アチェ・マルク・北マルク	インドネシア	1,007,475	2002	UNICEF
20	中・極西部地域のコミュニティ学習センターにおける女性及び不遇の立場にある人びとの人間の安全保障・尊厳の回復及び個人・社会開発のための能力強化事業	ネパール	490,698	2002	UNESCO
21	都市部において危機的状況にある若者への支援:若者の家	カンボジア、ベトナム	360,628	2002	UN-HABITAT
22	ネパール・カスキ地域における女児および女性の人身売買対策	ネパール	480,640	2002	UNDP
23	キルギス北部地域におけるコミュニティでのリプロダクティブヘルス・サービス改善	キルギス	513,340	2002	UNFPA
24	地域社会に基づくHIV/AIDSケア、予防及び貧困削減	中国	824,000	2002	UNDP
25	人間の尊厳イニシアティブ フェーズ2・3ー人間開発のためのコミュニティにおけるセーフティーネット整備	カンボジア、インドネシア、ラオス、タイ、ベトナム	480,430	2002	ESCAP
26	国内避難民(IDP)及び難民女性の共同体構築活動への統合促進	アフガニスタン	1,030,000	2002	UNIFEM
27	キーソン地区における教育、健康、衛生支援プロジェクト	ベトナム	308,228	2002	UNODC
28	緊急状況下におけるリプロダクティブ・ヘルス支援	インドネシア	1,355,062	2002	UNFPA
29	思春期の女子、人身売買及びHIV/AIDS対策:南アジアにおける対応強化	アフガニスタン、インド、ネパール、バングラデシュ、パキスタン	1,030,000	2003	UNDP
30	ミャンマー・シャン州ワ地域における麻薬撲滅及び代替開発プロジェクト	ミャンマー	1,203,935	2003	UNODC/ UNDCP
31	カンボジア及びヴィエトナムにおける児童及び女性のトラフィッキングのコミュニティ・レベルでの防止	カンボジア、ベトナム	1,214,465	2003	ILO
32	人身売買の被害者及び参考人の支援事業	フィリピン	250,800	2003	UNODC, UNOPS
33	カンボジアの貧困農民に対する食糧確保及び所得向上プロジェクト	カンボジア	1,161,605	2003	FAO
34	雪害被災地域の寮制学校の修復改善及び校長・教員の再研修事業	モンゴル	504,563	2003	UNESCO

35	女子トラフィッキング防止と意識向上のための女子教育及びコミュニティ開発	ラオス	506,669	2003	UNICEF
36	自然災害危機管理	インド	1,030,000	2003	UNDP
37	HIV 予防のための健康的な生活及び生活技能教育	ベトナム	980,309	2003	UNICEF
38	収穫後の作物損失削減(フェーズ3)	東ティモール	379,607	2003	FAO
39	ミャンマーのラカイン州における農民参加型種子増産プロジェクト	ミャンマー	1,450,152	2003	FAO
40	カンボジアの地方における農村行動計画を通じた子どもの生存と発育プロジェクト	カンボジア	1,027,425	2004	UNICEF
41	住民参加による貧困撲滅パートナーシップ: フェーズ2	カンボジア	1,114,975	2004	UN-HABITAT
42	モンゴルにおける持続的初等保健整備計画	モンゴル	658,800	2004	UNICEF
43	飲料水からの砒素摂取量低減を通じた人間の安全保障の強化	バングラデシュ	1,318,692	2004	UNIDO
44	農業生産性向上、所得創出活動を通じた人道的問題に対処するための戦災コミュニティへの支援	アフガニスタン	876,579	2004	UNIDO
45	アフガニスタン薬物需要削減プロジェクト	アフガニスタン	1,027,870	2004	UNODC
46	東ティモールの地方農村における人間の安全保障	東ティモール	1,614,630	2004	DESA
47	中央アジアにおける身寄りのない子供の代替保護策の推進	カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン	2,160,000	2004	UNICEF
48	出稼ぎ労働者を送り出すコミュニティにおける HIV 予防対策の強化	タイ	1,031,009	2004	UNDP
49	東ティモール百校プロジェクト: 小学校教育の質の向上		1,137,465		UNICEF
50	スリランカ北・東部地域のコミュニティ再建計画	スリランカ	1,241,900	2005	UN-HABITAT
51	カンボジアのコミュニティにおける薬物乱用に対するカウンセリング・治療・リハビリ対策	カンボジア	1,176,001	2005	UNODC
52	社会資本整備のためのフード・フォー・ワーク	インド	1,017,500	2005	WFP
53	中央アジアの人間の安全保障のための地域協力報告書	中央アジア	491,370	2005	UNDP

54	コミュニティでの健康保険の自主加入の拡大を通じた保健分野の社会的セーフティネットの開発	ラオス	1,289,750	2005	WHO
55	タイ・ラノー県及びサムットサーコン県における移住者の健康状態改善	タイ	1,524,312	2005	WHO
56	貧困撲滅及び持続可能な開発	パキスタン	514,019	2005	UNDP
57	アフガニスタンにおける都市コミュニティの再建:カンダハール、マザリシャリフ、ジャララバードの非正規居住区の整備	アフガニスタン	3,660,415	2005	UN-HABITAT
58	インドネシア・パプア州における先住民間での紛争予防と貧困削減	インドネシア	1,581,142	2005	ILO
59	アフガニスタンにおける学校インフラ改善のための職業訓練とフード・フォー・ワークを通じた地域社会の能力強化に対する支援	アフガニスタン	2,725,391	2005	WFP, UNICEF
60	帰還したトラフィッキング犠牲者の経済社会的能力強化事業	タイ、フィリピン	1,977,116	2006	ILO
61	モンゴルにおける選択された都市周辺地域及び未認可の鉱山コミュニティの社会経済的脆弱性の緩和	モンゴル	988,236	2006	UNFPA
62	農業生産性の向上と地域社会に根差した起業活動を通じたスリランカ北東部地域における紛争の影響を受けた人々の持続可能な生活の回復	スリランカ	1,779,298	2006	UNIDO
63	難民及び現地コミュニティのための社会サービス/インフラ/リプロダクティブ・ヘルスの質の向上	トルクメニスタン	1,236,598	2006	UNHCR, UNFPA
64	元ケシ栽培コミュニティの社会・経済的復興－代替生計手段の開発	ラオス	2,412,550	2006	UNIDO, UNODC
65	セミパラチンスク元核実験場における人間の安全保障の強化	カザフスタン	2,033,662	2006	UNDP, UNICEF, UNFPA, UNV
66	国境地域における元ケシ栽培農家及び困窮家庭に対する支援事業	ミャンマー	948,200	2007	WFP, FAO, UNODC, UNFPA
67	タジキスタンにおける雇用創出及び移民管理改善を通じたコミュニティ開発プロジェクト	タジキスタン	1,095,039	2007	ILO, UNDP
68	ブータンにおける女性と子供を含む弱者に対する基礎教育、識字、収入の安定及び雇用	ブータン	2,235,839	2007	UNDP, UNICEF, UNFPA, WFP, UNV
69	平和構築と村レベルの経済開発を通じたコミュニティの最低限の生活水準確保	インドネシア	2,165,595	2009	UNIDO, ILO

70	ネパールの紛争影響下における脆弱な女性及び思春期の少女に対する基礎的なリプロダクティブ・ヘルスケア、教育、心理的カウンセリングの提供	ネパール	1,163,204	2009	UNFPA, UNICEF, WHO
71	モンゴルにおける不利な立場にある地方の人々に対する人間の安全保障向上のための包括的コミュニティサービス	モンゴル	3,072,804	2009	UNESCO, UNICEF, WHO, UNDP
72	リプロダクティブ・ヘルスの観点からの HIV/AIDS の脅威に対する対策	キリバス	146,012	2001	UNFPA, WHO
73	STI/HIV/AIDS 対策計画	マーシャル諸島	245,323	2001	UNFPA, WHO
74	避難民に対するリプロダクティブ・ヘルス緊急支援	ソロモン諸島	265,268	2001	UNFPA, WHO
75	コミュニティ・アプローチを通じたリプロダクティブ・ヘルス状況改善計画	ツバル	165,888	2001	UNFPA, WHO
76	急激な人口増加及び持続可能な開発に対するリプロダクティブ・ヘルスの観点からの対策	バヌアツ	123,722	2001	UNFPA, WHO
77	大洋州地域における技術支援	大洋州地域	641,620	2001	UNFPA, WHO
78	民族対立により影響を受けた教育施設の復興拡充	ソロモン諸島	309,000	2002	UNDP
79	労働集約型インフラ整備を通じた元武装兵の社会復帰支援	ソロモン諸島	1,038,181	2002	UNDP, ILO
80	保健教育と HIV/AIDS ケア・サービスを通じたパプア・ニューギニアにおける国内避難民の女性の人間の安全保障の強化	パプア・ニューギニア	2,725,462	2006	WHO, UNICEF
81	キューバ共和国における性感染症及び HIV/AIDS の管理と予防のための国家プログラムの強化	キューバ	1,030,000	2003	UNDP
82	妊産婦の健康管理及び乳幼児の発育支援統合計画	ペルー	707,000	2002	UNICEF
83	HIV/AIDS に関連するジェンダー平等を通じた人間の安全保障の促進 (ホンジュラス・ブラジル)	ホンジュラス、ブラジル	520,453	2002	UNIFEM
84	コロンビアにおける国内避難民コミュニティに対する支援	コロンビア	1,100,550	2004	UNHCR
85	中米3ヶ国における貧困・未成年女性支援 (性的搾取からの保護と人権の推進)	ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ	1,541,925	2005	UNIFEM/ UNOPS
86	エクアドル北部国境地帯における弱者のための総合保護プロジェクト	エクアドル	1,914,220	2006	UNICEF, UNHCR, WFP

87	ペルーの自然災害:被害軽減から防災・危機管理まで	ペルー	1,576,485	2006	UNDP, FAO, WFP, UNICEF, PAHO, WHO
88	ホンジュラス地方3都市における住民参加型暴力削減プログラム	ホンジュラス	1,286,753	2006	UNDP, UNFPA, UNICEF, FAO, UNV, PAHO, WHO
89	ペルー山岳地域における女性・子供の発展のための人間の安全保障プロジェクト	ペルー	2,062,344	2006	UNICEF, WHO/PAHO, UNFPA
90	ソンソナテ県3市の市民安全改善と平和共存の推進による人間の安全保障強化プロジェクト	エルサルバドル	2,399,820	2008	UNDP, UNICEF, WHO/PAHO, ILO
91	ホンジュラス地方3都市における住民参加型暴力削減プログラム(2年目)	ホンジュラス	1,283,096	2008	UNDP, UNFPA, UNICEF, FAO, UNV, WHO/PAHO
92	思春期層のための人間の安全保障:暴力、早期妊娠、妊産婦死亡及びHIV/AIDSに対する能力強化及び保護プロジェクト	ボリビア	1,095,600	2008	UNICEF, UNFPA, WHO/PAHO
93	サンパウロ市におけるヒューマニゼーション・アクションを通じた人間の安全保障の持続的改善プロジェクト	ブラジル	3,228,984	2008	UNESCO, UNICEF, WHO/PAHO, UNFPA
94	ハイチ8県、リプロダクティブ・ヘルス及び緊急産科サービス統合強化計画	ハイチ	303,040	2001	UNFPA
95	トレーニング及びネットワーク構築を通じてのエイズ感染者の社会参加増進計画	トリニダード・トバゴ	303,000	2001	UNDP
96	スリナムにおけるリプロダクティブ・ヘルス変革プロジェクト	スリナム	314,396	2002	PAHO
97	カリブ防災機関(CDERA)の捜索・救助能力の強化	カリブ諸国	3,039,669	2003	UNDP
98	グレナダにおけるハリケーン・アイバン及びエミリー被害者の自立支援	グレナダ	1,026,538	2006	UNDP, UNICEF, FAO, UNIFEM
99	コソボ初等教育支援事業	コソボ	437,553	1999	UNICEF
100	コソボ緊急初等教育復興事業	コソボ	16,160,000	2000	UNICEF
101	コソボ煉瓦工場修復	コソボ	3,737,000	2000	UNMIK, UNOPS
102	コソボ住宅電力プログラム	コソボ	20,448,626	2000	UNDP
103	コソボ放送メディアセンター	コソボ	440,651	2001	UNMIK
104	コソボ廃棄物管理	コソボ	3,030,000	2000	UNMIK, UNOPS
105	コソボ児童通学用スクールバス	コソボ	1,009,919	2000	UNMIK, UNOPS

106	コソボ ADRA/JAPAN 学校修復プロジェクト	コソボ	2,700,374	2001	UNDP
107	UNDP/AMDA コソボ病院修復プロジェクト	コソボ	1,019,965	2001	UNDP
108	コミュニティ・インフォメーション・センター	コソボ	269,389	2001	UNMIK, DPI
109	コソボ小型武器回収計画	コソボ	1,030,000	2003	UNDP
110	チェルノブイリ被災コミュニティにおける恐怖、問題及びリスク対策に向けた個人への支援	ウクライナ	1,214,249	2004	UNDP
111	児童・教員の心理学的、教育学的、医療社会学的統合リハビリテーションのためのキャパシティビルディング	ロシア	977,874	2006	UNESCO, WHO
112	北オセチア・アラニア共和国における持続的統合と回復	ロシア	3,710,225	2007	UNHCR, UNDP, ILO, FAO
113	貧困削減を通じた地域での民族融和	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2,349,580	2007	UNDP, UNESCO
114	チェルノブイリ被災地域における人間の安全保障強化プロジェクト	ベラルーシ	1,504,073	2008	UNDP, UNICEF, UNFPA
115	モルドバ共和国における人身取引及び家庭内暴力の被害者の保護及び能力強化プロジェクト	モルドバ	3,451,764	2008	UNDP, UNFPA, IOM, OSCE(Non-UN executing partner)
116	コソボ共和国ミトロビツァ南・北及びズベチャンにおけるコミュニティの安定及び人間の安全保障の実現のためのマルチ・セクター・イニシアティブ	コソボ	3,046,788		UNICEF, UNFPA, WHO, OHCHR, UNV, UNDP
117	チェルノブイリ事故被災地域における ICRIN を通じたコミュニティと住民の人間の安全保障促進	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	2,610,478	2008	UNDP, IAEA, WHO, UNICEF
118	社会的に脆弱な難民、国内避難民及び地元家庭に対する持続可能な生活支援プロジェクト	アルメニア	2,484,900	2009	UNHCR, UNDP, UNIDO, UNFPA, UNICEF
119	レバノン南部における元抑留者の社会復帰及び再統合支援	レバノン	740,914	2004	UNDP
120	パレスチナ占領地域における社会的弱者支援計画	パレスチナ	5,276,746	2006	UNSCO, UNRWA, UNICEF, UNESCO, UNIFEM, UNDP, WHO, UNFPA

121	地雷により影響を受けたコミュニティの社会的・経済的エンパワメント：地雷と不発弾による脅威除去及び社会復興の促進	レバノン	1,992,100 (変更後予算： 2,885,683)	2006	UNMAS, UNDP
122	地雷により影響を受けたコミュニティの社会的・経済的エンパワメント：クラスター弾と不発弾による脅威除去及び社会復興の促進(追加支援)	レバノン	974,490	2007	UNMAS, UNDP
123	デン IDPSG 特別代表によるアンゴラ現地ミッション	アンゴラ	38,003	2000	OCHA
124	旱魃による緊急事態への対応	ケニア	1,009,986	2001	UNICEF
125	青少年のリプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセス強化	ボツワナ	270,175	2001	UNFPA
126	カセセ・カバレロ県における国内避難民に対する食糧生産支援計画	ウガンダ	574,472	2001	FAO
127	スーダン南部における小規模漁業支援	スーダン	446,589	2002	FAO
128	グル県における国内避難民に対するリプロダクティブ・ヘルス・プロジェクト	ウガンダ	282,901	2002	UNFPA
129	HIV/AIDS に関連するジェンダー平等を通じた人間の安全保障の促進(アフリカ)	ケニア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、ジンバブエ	1,323,336	2002	UNIFEM
130	旱魃及び牧畜地域における初等教育支援	タンザニア	572,000	2002	WFP
131	紛争・経済危機の被害を受けた家庭の支援体制作り	コンゴ民主共和国	978,500	2002	FAO
132	職業訓練及び経済的自立を通じた元兵士の社会復帰支援プログラム	シエラレオネ	3,090,000	2002	UNDP
133	保健とリプロダクティブ・ヘルスのサービス拠点におけるコミュニティを基礎としたリプロダクティブ・ヘルス及び家族計画サービスの提供	セネガル	709,779	2003	UNFPA
134	薬剤浸漬蚊帳の使用および母親による家庭におけるマラリア対策	ナイジェリア	997,052	2003	UNICEF
135	南アフリカ共和国クワズル・ナタール県におけるHIV/AIDS及び貧困に対する統合的アプローチのためのモデル・コミュニティ設立	南アフリカ	1,030,000	2003	UNDP
136	ガンビア地方部における貧困撲滅のための水・エネルギー・サービスの管理	ガンビア	1,335,000	2003	DESA

137	食糧安全保障及び貧困軽減のための参加及び地域社会の形成促進を通じた紛争後の農業生産能力の再活性化	スーダン	1,258,256	2003	UNIDO
138	ソマリアの国内避難民・非定住民への人道的支援	ソマリア	1,104,860	2003	UNICEF
139	リプロダクティブ・ヘルスに関連する疾病率、死亡率の削減のためのコミュニティの取組強化	エリトリア	988,098	2003	UNFPA
140	非就学児童に対する基礎教育・エイズ対策及び生活技能教育	タンザニア	711,263	2003	UNICEF
141	エイズ孤児や感染リスクにさらされている子供と青年のためのHIV/AIDS 予防、治療と支援	ジンバブエ	1,030,000	2004	UNICEF
142	スワジランドの地方コミュニティにおけるエイズの母子感染予防	スワジランド	1,122,722	2004	UNICEF
143	ザンビア・イニシアティブ 地方統合を通じての開発	ザンビア	1,201,021	2004	UNHCR
144	農業訓練及び農具提供を通じての食糧安全保障の強化、栄養失調対策及び栽培野菜の多様化訓練を通じての農業活動の再活性化支援	コンゴ民主共和国	1,045,904	2004	FAO
145	アフリカにおける貧困削減のためのエネルギー: 多目的発電機を使用したコミュニティ主導の地域開発	ブルキナファソ、ガーナ、ギニア、セネガル	2,413,599	2004	UNDP
146	フォレカリア及びキンディア両地方における戦争被災民と難民受け入れ地域のための統合されたコミュニティ復興と所得創出活動	ギニア	1,030,932	2004	UNDP
147	労働生産性、食糧生産及び収入増大のための労働節約的技術による貧困農村コミュニティの強化	マラウイ	1,193,184	2005	UNIDO
148	森林ギニアにおけるコミュニティベースの生産センター及び技能向上を伴うコミュニティ復興プロジェクト	ギニア	1,124,414	2005	UNIDO
149	ウアンボ州及びカンザ・スール州における学校給食を通じた初等教育及び HIV/AIDS 教育を含む支援	アンゴラ	1,138,601	2005	WFP
150	タンザニア北西部における持続的な人間開発を通じた人間の安全保障の強化	タンザニア	3,683,394	2005	UNDP, WFP, FAO, UNIDO, UNICEF
151	女兒の発育と教育	コンゴ民主共和国	1,063,824	2005	UNICEF
152	元兵士の社会復帰を支援するコミュニティの活動	コンゴ共和国	1,047,629	2005	UNDP

153	統合地域情報ネットワーク(IRIN)の実施するラジオを通じた情報普及プロジェクト	ソマリア、ブルンジ、タンザニア、ウガンダ、スーダン、ケニア、アンゴラ、ナミビア、サントメ・プリンシペ、コートジボワール、リベリア、シエラレオネ、ギニアビサウ、ギニア	1,499,926	2005	OCHA
154	持続的生計及び貧困削減のための多能工訓練及びコミュニティー・サービスの促進－退役軍人及び元反政府部隊員の再統合	ウガンダ	1,436,987	2005	UNIDO
155	スーダン・ダルフールにおけるアフリカ連合(AU)部隊人造り支援事業	スーダン	2,812,331	2005	UNDP, UNFPA, UNICEF, OHCHR
156	アフリカン・ミレニアム・ビレッジ・イニシアティブ	ガーナ、ケニア、マラウイ、マリ、ナイジェリア、セネガル、タンザニア、ウガンダ	9,179,165	2006	UNDP
157	エチオピア南大地溝におけるツェツェ蠅及びトリパノソーマ症の除去地帯の確立による地域社会の農業・牧畜開発支援	エチオピア	1,760,000	2006	IAEA, FAO
158	エチオピアのソマリ州における国内避難民(IDP)およびソマリア難民の受け入れコミュニティに対する地域開発支援	エチオピア	1,440,703	2006	UNDP, UNICEF, IOM, UNHCR
159	紛争後のリベリアにおけるコミュニティ再生	リベリア	3,965,571	2006	UNDP, FAO, WFP
160	スーダンにおける人間の安全保障のための犠牲者支援と地雷回避教育	スーダン	1,726,824	2006	UNMAS, UNOPS, UNICEF, UNDP
161	ヌバ山地域における母親の安全のための支援:妊婦死亡率減少のためのキャパシティ・ビルディング	スーダン	1,298,374	2006	UNFPA
162	戦争被災者のための複数の国際機関が実施する持続的社會復帰プロジェクト	ブルンジ	2,182,491	2006	UNDP, UNICEF, UNIFEM, UNESCO
163	学校の能力向上を通じた食糧安全保障強化	ジンバブエ	1,389,334	2006	UNICEF, FAO

164	ブドゥブラ及びクレサンの UNHCR 難民キャンプにおける零細・小企業開発を通じた難民の帰還促進、地域への統合及び再定住の支援	ガーナ	1,745,782	2006	UNIDO, UNHCR, FAO
165	タンザニア北西部における持続的な人間開発を通じた人間の安全保障の強化(追加支援)	タンザニア	467,397	2007	UNDP, WFP, FAO, UNIDO, UNICEF, UNHCR
166	国内避難民の保護、再統合及び再定住	ソマリア	4,150,752	2007	UNDP, UNHCR, UN-HABITAT, UNICEF, FAO
167	スーダン・ダルフルにおけるアフリカ連合(AU)部隊人造り支援事業(追加支援)	スーダン	273,460	2007	UNDP, UNFPA, UNICEF, OHCHR
168	ロキチョキオ、カクマ、ダダーブにおけるホスト・コミュニティ・プロジェクト	ケニア	2,073,200	2007	UNDP, UNICEF, WFP, UNHCR
169	コミュニティ参加を通じた子供に優しい環境整備支援プロジェクト	コンゴ民主共和国	1,244,560	2007	UNICEF, FAO
170	妊産婦・新生児死亡率抑制プロジェクト	リベリア	3,416,867	2008	UNFPA, WHO
171	アフリカン・ミレニアム・ビレッジ・イニシアティブ(第2フェーズ)	ガーナ、ケニア、マラウイ、マリ、ナイジェリア、セネガル、タンザニア、ウガンダ	11,381,583	2008	UNDP
172	女性に対する暴力対策センター設立プロジェクト	南アフリカ	1,499,850	2008	UNODC, OHCHR
173	ブルキナファソにおける児童結婚の撲滅:保護、エンパワメント、地域活動	ブルキナファソ	1,645,313	2008	UNFPA, UNICEF
174	北部ガーナにおける紛争防止を目的としたキャパシティの向上	ガーナ	3,080,587	2008	UNDP, UNICEF, WFP, FAO, UNIDO, UNU
175	イツリ地方における統合されたコミュニティ強化と平和構築支援	コンゴ民主共和国	5,123,749	2008	UNDP, FAO, UNICEF, UNHCR
176	アフリカにおける貧困削減のためのエネルギー:多目的発電機を使用したコミュニティ主導の地域開発(追加支援)	ブルキナファソ、ガーナ、ギニア、セネガル	257,179	2008	UNDP
177	セネガルにおけるリスクにさらされた児童のための ILO-UNICEF 共同プログラム	セネガル	2,589,763	2008	ILO, UNICEF

178	北部ウガンダ早期復興計画	ウガンダ	3,914,194	2009	UNDP, WFP, WHO
179	共生計画 帰還難民の定住奨励と共同体の再生	ユーゴスラビア、ルワンダ	1,262,500	2000	UNHCR
180	統合地域情報ネットワーク(IRIN)の実施するラジオを通じた情報普及プロジェクト	アフガニスタン、アンゴラ、スーダン、ブルンジ、タンザニア、ソマリア、ウガンダ、コートジボアール、リベリア	2,087,110	2003	OCHA
181	国内避難民(IDP)に対する有効な保護強化	全世界	1,353,297	2003	OCHA
182	妊娠・出産による産科ろうこう(フィスチュラ)の予防と治療のための能力強化	ナイジェリア、マリ、パキスタン	3,646,500	2004	UNFPA
183	学童の地震に対する脆弱性改善	インドネシア、インド、フィジー、ウズベキスタン	935,769	2004	DESA, UNCRD
184	人間の安全保障の地域ダイナミクス:グローバル・サウスとの国連対話	中国、エジプト、インド、メキシコ、南アフリカ、国連(ニューヨーク)	115,267	2005	DPA, DPKO, OCHA, UNFIP
185	アラブ地域における人間の安全保障	アルジェリア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン	220,350	2007	UNESCO

186	人間の安全保障のためのプロジェクト形成に資する国別人間開発報告書支援プロジェクト	(注1)ベトナム、パキスタン、アルバニア、カーボヴェルデ、モザンビーク、タンザニア、ルワンダ、ウルグアイ (注2)シエラレオネ、ブルンジ	308,571	2007	UNDP
187	セミパラチンスク支援国際会議	-	124,300	-	UNDP
188	生物多様性に係るアジア・太平洋地域のための研修ワークショップ		150,700	-	UNITAR
189	シンポジウム「人間の安全保障を求めて」		97,021	-	UNU
190	アジア・太平洋地域国際人道支援センター 研修事業支援		1,925,403	2000	UNHCR
191	生物多様性に係るアジア・太平洋地域のための研修ワークショップ		155,432	-	UNITAR
192	リリーフウェブ神戸アンテナオフィス設置		350,735	2001	OCHA
193	政策形成を目的とした人間の安全保障に関するリサーチプロジェクト(プロジェクトB)		1,628,327	-	UNDP
194	アジア・太平洋地域国際人道支援センター(拠出延長)		720,712	2004	UNHCR

添付資料4: 評価グリッド

評価の枠組み(政策および案件全般)

評価対象:「人間の安全保障基金」を通じた援助政策		評価対象時期:1999年～2009年	
評価視点	評価項目	評価内容	情報源/情報収集先
I. 政策	妥当性	1:UNTFHSに関する政策的枠組みの妥当性 1-1:UNTFHSの枠組みは日本の政策目標に合致しているか	【文献調査】 ODA大綱、中期政策、外務省HPにて入手できる関連資料、「人間の安全保障基金」ガイドライン、G8サミットやTICAD等の共同声明、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府及び国連公式文書、他国際機関経由の援助および各基金等に関する公式文書や実績 【インタビュー調査(国内)】 緒方貞子氏、外務省多国間協力課、UNOCHA田瀬氏・渡部氏、武見敬三氏、山本正氏、他国内研究者
		1-2:UNTFHSには国連において独自の意義、比較優位があるか(人間の安全保障ネットワーク等との比較)	【文献調査】 外務省HPにて入手できる関連資料、「人間の安全保障基金」ガイドライン、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府及び国連公式文書、人間の安全保障ネットワークHP、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 緒方貞子氏、外務省多国間協力課、UNOCHA田瀬氏・渡部氏、武見敬三氏、山本正氏、国内国連各機関関係者(何等かの人間の安全保障基金に関する知見がある適切な方が居れば)、他国内研究者 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関関係者、日本政府国連代表部、カナダ政府国連代表部
		2:UNTFHS援助方式の妥当性 2-1:国連事務局にUNTFHS基金を設置し、関係国連機関に拠出するというアプローチは妥当か	【文献調査】 ODA大綱、中期政策、外務省HPにて入手できる関連資料、「人間の安全保障基金」ガイドライン、G8サミットやTICAD等の共同声明、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府及び国連公式文書、UNOCHAホームページ、外務省からの提供予定資料 【インタビュー調査(国内)】 緒方貞子氏、外務省多国間協力課、UNOCHA田瀬氏・渡部氏、武見敬三氏、山本正氏、国内国連各機関関係者(何等かの人間の安全保障基金に関する知見がある適切な方が居れば)、他国内研究者 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関関係者、日本政府国連代表部
		2-2:UNTFHSガイドラインの理念の部分は日本ODA政策を反映しているか	【文献調査】 ODA大綱、中期政策、外務省HPにて入手できる関連資料、「人間の安全保障基金」ガイドライン、G8サミットやTICAD等の共同声明、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府及び国連公式文書、UNOCHAホームページ、現在および過去のガイドライン(外務省から提供予定) 【インタビュー調査(国内)】
II. プロセス	適切性 効率性	1:UNTFHSへの拠出体制(日本中心)の適切性(ドナー拡大の必要性も含めて)	【文献調査】 外務省HPにて入手できる関連資料、「人間の安全保障基金」ガイドライン、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府及び国連公式文書、UNOCHAホームページ、タイおよびスロベニア政府の人間の安全保障関連文書(Webから) 【インタビュー調査(国内)】 緒方貞子氏、外務省多国間協力課、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏または渡部氏等)、武見敬三氏、山本正氏、国内国連各機関関係者(何等かの人間の安全保障基金に関する知見がある適切な方が居れば)、他国内研究者 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関関係者、日本政府国連代表部 【質問票調査】 各UNTFHS実施機関本部、現地実施機関事務所

評価視点	評価項目	評価内容	情報源／情報収集先
		2:UNTFHS案件のプロセスの適切性 2-1:ガイドラインは関係者のニーズや現実に即して適切に改訂されてきたか	【文献調査】 「人間の安全保障基金」ガイドライン、各案件報告書、過去の人間の安全保障(および基金)に関する国連公式文書、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、外務省の人間の安全保障基金歴代担当者(過去の担当者)、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内国連機関関係者(何等かの知見を持つ方がいれば) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関本部関係者 【質問票調査】 各実施機関本部関係者、各実施機関現地事務所担当者 【現地調査】 現地国連実施機関担当者へのインタビュー調査
		2-2:申請(案件形成を含む)、審査、承認プロセスの適切性・効率性	【文献調査】 「人間の安全保障基金」ガイドライン、各案件報告書、過去の人間の安全保障(および基金)に関する国連公式文書、外務省関連資料(HP)、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、外務省の人間の安全保障基金歴代担当者(過去の担当者)、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内国連機関関係者(何等かの知見を持つ方がいれば)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部関係者、各実施機関現地事務所担当者 【現地調査】 現地日本大使館関係者、現地国連実施機関担当者、IP、現地実施機関のカウンターパート等へのインタビュー調査
		2-3:案件実施、モニタリング、評価、報告体制の適切性・効率性	【文献調査】 「人間の安全保障基金」ガイドライン、各案件報告書、過去の人間の安全保障(および基金)に関する国連公式文書、外務省関連資料(HP)、各機関実施の評価報告書 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、外務省の人間の安全保障基金歴代担当者(過去の担当者)、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内国連機関関係者(何等かの知見を持つ方がいれば)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関本部関係者 【質問票調査】 各実施機関本部関係者、各実施機関現地事務所担当者 【現地調査】 現地日本大使館関係者、現地国連実施機関担当者、IP、現地実施機関のカウンターパート等へのインタビュー調査
		2-4:国連事務局及び日本の案件モニタリング・評価体制の適切性・効率性	【文献調査】 「人間の安全保障基金」ガイドライン、各案件報告書、過去の人間の安全保障(および基金)に関する国連公式文書、外務省関連資料(HP)、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、外務省の人間の安全保障基金歴代担当者(過去の担当者)、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏・渡部氏等) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関関係者、日本政府国連代表部 【質問票調査】 各実施機関本部関係者、各実施機関現地事務所担当者 【現地調査】 現地日本大使館関係者、現地国連実施機関担当者へのインタビュー調査

評価視点	評価項目	評価内容	情報源／情報収集先
		3: 国連実施機関における適切性・効率性 3-1: 実施機関にとって、UNTFHSを活用する際の長所と短所はどのようなものがあるか	【文献調査】 「人間の安全保障基金」ガイドライン、各案件報告書、過去の人間の安全保障(および基金)に関する国連公式文書、外務省関連資料(HP)、OCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、外務省の人間の安全保障基金歴代担当者(過去の担当者)、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内各国連機関関係者(何等かの知見を持つ方がいれば)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関本部関係者 【質問票調査】 各実施機関本部関係者、各実施機関現地事務所担当者 【現地調査】 現地日本大使館関係者、現地実施機関担当者へのインタビュー調査
		3-2: UNTFHSによる複数の機関や分野横断的な取り組みや統合の推進は、実施機関にとって適切かつ効率的であるか	【文献調査】 「人間の安全保障基金」ガイドライン、各案件報告書、過去の人間の安全保障(および基金)に関する国連公式文書、外務省関連資料(HP)、OCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、外務省の人間の安全保障基金歴代担当者(過去の担当者)、UNOCHAのHSユニット関係者(田瀬氏または渡部氏等)、国内各国連機関関係者(何等かの知見を持つ方がいれば)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関本部関係者 【質問票調査】 各実施機関本部関係者、各実施機関現地事務所担当者 【現地調査】 現地日本大使館関係者、現地実施機関担当者、現地実施機関カウンターパートへのインタビュー調査
III. 結果	有効性	1: UNTFHSの実践的効果 1-1: UNTFHS案件は脅威にさらされている人びとに具体的に持続可能な支援をしたか	【文献調査】 各案件報告書、各実施機関のホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部、各実施機関現地事務所 【現地調査】 国連実施機関関係者、IP、現地政府関係者、受益者へのインタビュー調査結果、直接観察(現場)
		1-2: 保護と能力強化の枠組みに沿った支援は有効であったか	【文献調査】 各案件報告書、各実施機関のホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部、各実施機関現地事務所 【現地調査】 国連実施機関関係者、IP、現地政府関係者、受益者へのインタビュー調査結果、直接観察(現場)

評価視点	評価項目	評価内容	情報源／情報収集先
		1-3: 市民社会(NGO、地元コミュニティ組織等)との協働は有効であったか	【文献調査】 各案件報告書、各実施機関のホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部、各実施機関現地事務所 【現地調査】 国連実施機関関係者、IP、現地政府関係者、受益者へのインタビュー調査結果、直接観察(現場)
		1-4: 複数の機関や分野における取り組みを推進する方針は、UNTFHSの目的達成にどの程度貢献したか	【文献調査】 各案件報告書、各実施機関のホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内国連機関関係者(何等かの知見がある方がいれば) 【インタビュー調査(メール)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部、各実施機関現地事務所 【現地調査】 実施機関関係者へのインタビュー調査結果、直接観察(現場)
		1-5: UNTFHSは人間の安全保障のギャップを埋める支援は有効であったか	【文献調査】 各案件報告書、各実施機関のホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、UNOCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内NGO関係者(IP経験がある団体) 【インタビュー調査(海外)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部、各実施機関現地事務所 【現地調査】 国連実施機関関係者、IP、現地政府関係者、受益者へのインタビュー調査結果、直接観察(現場)
		2: 人間の安全保障の概念普及	
		2-1: 国連本部において、UNTFHSは人間の安全保障の概念普及に有効であるか	【文献調査】 各実施機関本部のホームページ、国連ホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、OCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内国連機関関係者(UNHCRセルス氏)、国内研究者 【インタビュー調査(メール)】 国連本部のUNOCHA関係者、国連実施機関本部関係者 【質問票調査】 各実施機関本部
		2-2: 現場の国連実施機関はUNTFHSの実施経験を通じて人間の安全保障の概念について理解を深めたか	【文献調査】 各案件報告書、各実施機関のホームページ、外務省ホームページ、過去の人間の安全保障(及び基金)に関する政府および国連公式文書、OCHAホームページ 【インタビュー調査(国内)】 外務省多国間協力課、UNOCHA関係者(田瀬氏・渡部氏等)、国内国連機関関係者(何等かの知見がある方がいれば) 【インタビュー調査(メール)】 国連本部のUNOCHA関係者 【質問票調査】 各実施機関本部、各実施機関現地事務所 【現地調査】 対象国日本大使館関係者、国連実施機関関係者、IPへのインタビュー調査結果、直接観察(現場)

添付資料5: 実施機関に対する質問票

人間の安全保障基金に関する質問票
(国連機関本部用)

Section 1. UNTFHS に関する一般的な質問

1-1 UNTFHS は他の基金と比較して、使いやすさはいかがでしたか。

<input type="checkbox"/>	大変使いやすい	0
<input type="checkbox"/>	使いやすい	8
<input type="checkbox"/>	使いにくい	11
<input type="checkbox"/>	大変使いにくい	1
<input type="checkbox"/>	どちらでもない	1

1-2 UNTFHS の金額規模についてどのように思われますか。

<input type="checkbox"/>	多額すぎる	1
<input type="checkbox"/>	不十分である (複数回答可)	6
<input type="checkbox"/>	複数機関でのプロジェクトを実施するためには不十分である	6
<input type="checkbox"/>	複数分野でのプロジェクトを実施するためには不十分である	3
<input type="checkbox"/>	具体的で持続的な便益をもたらすためには不十分である	0
<input type="checkbox"/>	適切である	14
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	

1-3 なぜあなたの機関は UNTFHS に申請をしましたか? (複数回答可)

<input type="checkbox"/>	事業内容に UNTFHS がもっとも適していたから	15
<input type="checkbox"/>	事業内容から他に利用できる基金がなかったから	8
<input type="checkbox"/>	事業の規模が UNTFHS の基金規模ともっとも適していたから	6
<input type="checkbox"/>	事業の規模から他に利用できる基金がなかったから	0
<input type="checkbox"/>	UNOCHA から UNTFHS について推薦を受けたから	4
<input type="checkbox"/>	日本大使館から UNTFHS について推薦を受けたから	8
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	

1-4 今後も UNTFHS を利用したいですか。

<input type="checkbox"/>	はい。理由:	20
<input type="checkbox"/>	使いやすいので	0
<input type="checkbox"/>	応募手続きをしっかりと理解しているので	8
<input type="checkbox"/>	UNTFHS が推進する概念を実践していくことは重要なので	11
<input type="checkbox"/>	分野のニーズが UNTFHS の推奨する概念と一致するので	14
<input type="checkbox"/>	複数機関実施案件が One UN の概念を促進するから	7
<input type="checkbox"/>	いいえ、使いにくいので	0
<input type="checkbox"/>	いいえ、UNOCHA や他のドナー、関係者の要望がない限りは応募しない	1

1-5 UNTFHS で言及されている下記事項が、UNTFHS の独自の特徴だと思われる場合、チェックをお願いします。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	具体的で持続的な恩恵を人やコミュニティに提供している	15
<input type="checkbox"/>	トップダウンとボトムアップ双方のアプローチによる「保護と能力強化」の枠組みを実施できる	11
<input type="checkbox"/>	市民グループや NGO、他の地域団体との協力を促進し、これらの組織による実施を促進する	10
<input type="checkbox"/>	複数分野での考慮が必要な相互に関連しあう問題に取り組む	12
<input type="checkbox"/>	複数機関がかかわるプロジェクトを促進し、国連各機関の統合された取り組みを促す	14
<input type="checkbox"/>	取組が不十分な分野・地域など支援のギャップに注目し、既存のプログラムとの重複を避ける	7

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 2. UNTFHS の財源

2-1 日本政府が UNTFHS の主要ドナーだとご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	はい	20
<input type="checkbox"/>	いいえ	0

2-2 日本は UNTFHS の主要ドナーです。これは貴事務所に何らかの影響を与えていますか。
(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、良い影響がある。理由:	12
<input type="checkbox"/>	手続きが効率的	2
<input type="checkbox"/>	日本政府との良いコミュニケーションをとることを可能にする	9
<input type="checkbox"/>	カウンターパートに良い印象を与える	3
<input type="checkbox"/>	はい、ネガティブな影響がある。理由:	3
<input type="checkbox"/>	手続きが非効率的	0
<input type="checkbox"/>	日本政府や大使館との過剰なコミュニケーションが必要となる	3
<input type="checkbox"/>	カウンターパートに悪印象を与える	0
<input type="checkbox"/>	いいえ、特に影響はない。	6
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	

2-3 近年、タイとスロベニアが UNTFHS の新しいドナーになりました。今後 UNTFHS に他の国が参加し、基金が更に複数ドナーになれば、貴事務所に何らかの影響を与えますか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、良い影響がある。理由:	15
<input type="checkbox"/>	UNTFHS はより中立で公平になる	10
<input type="checkbox"/>	UNTFHS の予算が増加する	11
<input type="checkbox"/>	はい、ネガティブな影響がある。理由:	1
<input type="checkbox"/>	他のドナーとの調整が必要になる	0
<input type="checkbox"/>	日本、タイ、スロベニアの既存ドナーや大使館とのコミュニケーションが少なくなる。	1
<input type="checkbox"/>	いいえ、特に影響はない。	6
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	

他に追加コメントがあればお書きください。

--

Section 3. UNTFHS ガイドライン

3-1 現行の UNTFHS のガイドラインは分かりやすいですか。

<input type="checkbox"/>	非常に分かりやすい	0		
<input type="checkbox"/>	分かりやすい	11		
<input type="checkbox"/>	分かりにくい	3		
<input type="checkbox"/>	非常に分かりにくい	0		
<input type="checkbox"/>	分かりやすい部分と分かりにくい部分がある	7		
	ガイドライン内容	易しい	難しい	どちらでもない
	UNTFHS によって支援される活動	13	2	3
	UNTFHS 案件の主要基準	14	1	4
	手続き	13	2	3
	コンセプト・ノート要件	12	5	2
	フル・プロポーザル要件	6	6	6
	プロジェクトログフレームガイド	13	2	3
	進捗報告書要件	12	2	4
	プロジェクトの変更	9	6	3
	財務関連規則	11	3	3
	基金運用方式	12	5	1

3-2 ガイドラインは UNTFHS が開始されてから 4 回変更されています。(最新は 2009 年 5 月版)過去のガイドラインについて知っていますか。

<input type="checkbox"/>	はい 質問 3-3 へ	15
<input type="checkbox"/>	いいえ 質問 Section 4 へ	5

3-3 過去のガイドラインと比べて、現行のガイドライン(2009 年 5 月版)についてどのような意見をお持ちですか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	過去のものより実用的で使いやすい	6
<input type="checkbox"/>	過去のものより使いにくくなった	0
<input type="checkbox"/>	以前と変わらない	3
<input type="checkbox"/>	過去のものより分かりやすくなった	5
<input type="checkbox"/>	過去のものより分かりにくくなった	0
<input type="checkbox"/>	分かりやすさという面では以前と変わらない	1
<input type="checkbox"/>	違いは感じない	4

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 4. 手続き

書類要件

4-1 コンセプト・ノートやフル・プロポーザル、進捗報告書の要件についてどのような意見をお持ちですか。

	コンセプト・ノート	フル・プロポーザル	進捗・最終報告書
要求が過剰である	9	10	3
簡素過ぎる	0	1	-
適切である	11	9	16

期間

4-2 プロジェクトを特定してからコンセプト・ノートを提出するまでどれぐらいの期間がかかりましたか。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	2 週間以下	0
<input type="checkbox"/>	2 - 4 週間	0
<input type="checkbox"/>	4 週間から 2 ヶ月間	5
<input type="checkbox"/>	2 - 4 ヶ月間	10
<input type="checkbox"/>	4 - 6 ヶ月間	7
<input type="checkbox"/>	6 ヶ月間以上	7

4-3 コンセプト・ノートを提出してからプロジェクトの承認を得るまでどれぐらいの期間がかかりました。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 ヶ月以内	0
<input type="checkbox"/>	3 ヶ月以内	0
<input type="checkbox"/>	6 ヶ月以内	4
<input type="checkbox"/>	1 年以内	7
<input type="checkbox"/>	2 年以内	11
<input type="checkbox"/>	2 年以上	3

4-4 プロジェクトの承認からプロジェクト開始までどれぐらいの期間がかかりましたか。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 ヶ月以内	1
<input type="checkbox"/>	2 ヶ月以内	5
<input type="checkbox"/>	3 ヶ月以内	8
<input type="checkbox"/>	6 ヶ月以内	4
<input type="checkbox"/>	1 年以内	5
<input type="checkbox"/>	1 年以上	1

4-5 プロジェクトのニーズを特定し、UNTFHS に応募して承認を得てからプロジェクトを開始するまでにかかった時間についてどのような意見をお持ちですか。

<input type="checkbox"/>	時間がかかりすぎる	17
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの必要性を特定してからコンセプト・ノートを提出するまで	3
<input type="checkbox"/>	コンセプト・ノートを提出してからフル・プロポーザルを提出するまで	14
<input type="checkbox"/>	フル・プロポーザルを提出してから承認を得るまで	11
<input type="checkbox"/>	承認を得てからプロジェクトを開始するまで	4
<input type="checkbox"/>	期間は短かった	2
<input type="checkbox"/>	プロジェクトのニーズを特定してからコンセプト・ノートを提出するまで	2
<input type="checkbox"/>	コンセプト・ノートを提出してからフル・プロポーザルを提出するまで	0
<input type="checkbox"/>	フル・プロポーザルを提出してから承認を得るまで	1
<input type="checkbox"/>	承認を得てからプロジェクトを開始するまで	1
<input type="checkbox"/>	どの段階も適切な時間がかかった	2

コンセプト・ノート

4-6 コンセプト・ノート提出準備時に、UNTFHS の案件形成を目的として人間の安全保障ユニットと何等かの相談をしましたか。また、案件形成へのアドバイスをもらいましたか。(UNTFHS のプロジェクトに2つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、有益な相談ができた(アドバイスを得た)	18
<input type="checkbox"/>	はい、相談ができた(アドバイスを得た)が、あまり役に立たなかった	1
<input type="checkbox"/>	いいえ、相談やアドバイスといったものはなかった	0

モニタリングと評価

4-7 貴事務所(本部)はプロジェクトの何らかの評価に参加しましたか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい	11
<input type="checkbox"/>	本部から国事務所やプロジェクトの現場を視察した	6
<input type="checkbox"/>	国事務所から届けられた評価報告書に基づいて、必要事項につき国事務所と意見を交わした	8
<input type="checkbox"/>	いいえ、評価はすべて国事務所によって執り行われた	7

プロジェクト変更

4-8 プロジェクト変更の申請をしたことがありますか。またその結果はいかがでしたか。
(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	いいえ、プロジェクトの変更を申請したことはない	3
<input type="checkbox"/>	はい、一度以上プロジェクトの変更を申請し、承認を得た	15
<input type="checkbox"/>	はい、一度以上プロジェクトの変更を申請したが、承認は得られなかった。	1
<input type="checkbox"/>	はい、一度以上プロジェクト変更をし、承認を得たこともあれば、承認を得られなかったこともある。	0

4-9 もしプロジェクトの変更を申請したことがあれば、その変更内容を教えてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	プロジェクト実施期間	15
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの実施契約	2
<input type="checkbox"/>	プロジェクト予算範囲内での費目間流用	9
<input type="checkbox"/>	プロジェクト予算の全体的な増加	2
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの詳細	3
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの目的や結果、活動、それに伴う予算配分などの実質的な変更	1
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの目的や結果、活動、それに伴う全体的な予算などの実質的な変更	0

4-10 もし申請したプロジェクトの変更が承認されたことがあれば、申請してから承認を得るまでどれぐらいの期間がかかったか教えてください。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 週間以下	0
<input type="checkbox"/>	1 - 2 週間	2
<input type="checkbox"/>	2 - 4 週間	11
<input type="checkbox"/>	4 - 8 週間	7
<input type="checkbox"/>	8 週間以上	1

4-11 プロジェクト変更の手続きは適切だと思いますか。

<input type="checkbox"/>	はい、適切だと思う	11
<input type="checkbox"/>	いいえ、不適切だと思う。理由:	3
<input type="checkbox"/>	時間が掛かりすぎる	1
<input type="checkbox"/>	細かすぎる	2

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 5. 援助様式

5-1 過去に経験したことのある他のプロジェクトと比べ、UNTFHS に特有な特徴がありますか。

(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	他国連機関との調整が多い	12
<input type="checkbox"/>	他国連機関との調整が少ない	0
<input type="checkbox"/>	市民社会、NGO、現地裨益者との調整が多い	8
<input type="checkbox"/>	市民社会、NGO、現地裨益者との調整が少ない	1
<input type="checkbox"/>	従来、組織のマンデート下で考えてこなかった援助をしている	3
<input type="checkbox"/>	従来なかった、複数機関による案件実施を行っている	7
<input type="checkbox"/>	従来なかった、複数分野の案件を行っている	11
<input type="checkbox"/>	プロジェクト実施に新しい援助アプローチを適応できる	9
<input type="checkbox"/>	支援対象者が広がった	3
<input type="checkbox"/>	支援対象者が狭まった	2
<input type="checkbox"/>	支援対象者の範囲には変化はない	2
<input type="checkbox"/>	支援対象地域が広がった	5
<input type="checkbox"/>	支援対象地域が狭まった	3
<input type="checkbox"/>	支援対象地域の範囲に変化はない	2
<input type="checkbox"/>	支援分野が広がった	8
<input type="checkbox"/>	支援分野が狭まった	0
<input type="checkbox"/>	支援分野の範囲に変化はない	4
<input type="checkbox"/>	案件形成まで時間がかかるようになった	12
<input type="checkbox"/>	案件形成までの時間が短くなった	1
<input type="checkbox"/>	案件形成にかかる時間に変化はない	3
<input type="checkbox"/>	案件申請までに時間がかかるようになった	9
<input type="checkbox"/>	案件申請までの時間が短くなった	1
<input type="checkbox"/>	案件申請までの時間に変化はない	1
<input type="checkbox"/>	案件実施が効率的になった	3
<input type="checkbox"/>	案件実施が非効率的になった	1
<input type="checkbox"/>	モニタリングが効率的になった	4
<input type="checkbox"/>	モニタリングが非効率的になった	1
<input type="checkbox"/>	報告書作成作業が効率的になった	4
<input type="checkbox"/>	報告書作成作業が非効率的になった	1
<input type="checkbox"/>	特になし	0

5-2 UNTFHS を活用して案件を実施した経験は、その後貴事務所の他の活動やプロジェクトに影響を与えていますか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、他国連機関との連絡・提携が活発になった	11
<input type="checkbox"/>	はい、従来よりも人々の能力強化を考えた案件形成をするようになった	8
<input type="checkbox"/>	はい、従来よりも人々の総合的なニーズを考えた案件形成をするようになった	9
<input type="checkbox"/>	はい、案件実施期間中、従来よりも市民社会や NGO、地域社会との関わりが増えた	5
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件以外でも、複数分野を対象とした案件が一般的になった	3
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件以外でも、複数機関での取り組みが一般的になった	7
<input type="checkbox"/>	「保護」と「能力強化」を念頭にプロジェクトを実施するようになった	6
<input type="checkbox"/>	影響なし	4

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 6. 人間の安全保障の概念

6-1 UNTFHS が推奨する人間の安全保障の基本概念をご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	はい 質問 6-2 へ	21
<input type="checkbox"/>	いいえ 質問 Section 7 へ	0

6-2 初めて UNTFHS 案件に携わる以前から概念をご存知でしたか。もしくは案件に従事した後に概念を知りましたか。もし以前からご存知の場合、UNTFHS の案件に参加することで、あなたの概念の理解に何らかの影響がありましたか。

<input type="checkbox"/>	以前から知っていた	5
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件に関わった後も理解に違いはない → 質問 Section 7 へ	0
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件に関わった後に理解は深まった → 質問 6-3 へ	7
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件に関わった後に知った → 質問 6-3 へ	0

6-3 プロジェクトのどの段階が概念の理解を深めるのに最も影響を与えましたか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	プロジェクト形成時からコンセプト・ノート提出までの時点	16
<input type="checkbox"/>	コンセプト・ノート提出時からプロジェクト承認までの時点	9
<input type="checkbox"/>	プロジェクト実施時	2

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 7. 要望・提言・意見

UNTFHS に関する要望、提言、意見がありましたら自由にお書きください。

所属組織: _____

人間の安全保障基金に係わる質問票
(国連機関現地事務所用)

所属組織: _____

国: _____

*貴事務所が従事した全ての UNTFHS 案件を記してください。

UNTFHS案件名 1: _____

案件期間: _____

UNTFHS案件名 2: _____

案件期間: _____

UNTFHS 案件名 3: _____

案件期間: _____

Section 1. UNTFHS に関する一般的な質問

1-1 UNTFHS は他の基金と比較して、使いやすさはいかがでしたか。

<input type="checkbox"/>	大変使いやすい	14
<input type="checkbox"/>	使いやすい	65
<input type="checkbox"/>	使いにくい	17
<input type="checkbox"/>	大変使いにくい	1
<input type="checkbox"/>	どちらでもない	12

1-2 UNTFHS の一案件の金額規模についてどのように思われますか。

<input type="checkbox"/>	多額すぎる	0
<input type="checkbox"/>	不十分である (複数回答可)	36
<input type="checkbox"/>	複数機関でのプロジェクトを実施するためには不十分である	21
<input type="checkbox"/>	複数分野でのプロジェクトを実施するためには不十分である	21
<input type="checkbox"/>	具体的で持続的な便益をもたらすためには不十分である	17
<input type="checkbox"/>	適切である	69
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	12

1-3 なぜあなたの所属機関は UNTFHS に申請をしましたか？（複数回答可）

<input type="checkbox"/>	事業内容に UNTFHS がもっとも適していたから	82
<input type="checkbox"/>	事業内容から他に利用できる基金がなかったから	19
<input type="checkbox"/>	事業の規模が UNTFHS の資金規模ともっとも適していたから	36
<input type="checkbox"/>	事業の規模から他に利用できる基金がなかったから	4
<input type="checkbox"/>	UNOCHA から UNTFHS について推薦を受けたから	11
<input type="checkbox"/>	日本大使館から UNTFHS について推薦を受けたから	28
<input type="checkbox"/>	その他（詳細を述べてください）	14

1-4 今後も UNTFHS に応募や利用をしたいと思いますか。

<input type="checkbox"/>	はい。理由：	104
<input type="checkbox"/>	使いやすいので	14
<input type="checkbox"/>	応募手続きをしっかりと理解しているので	49
<input type="checkbox"/>	UNTFHS が推進する概念を実践していくことは重要なので	56
<input type="checkbox"/>	分野のニーズが UNTFHS の推進する概念と一致するので	70
<input type="checkbox"/>	複数機関案件が One UN の概念を促進するから	55
<input type="checkbox"/>	いいえ、使いにくいので	5
<input type="checkbox"/>	いいえ、UNOCHA や他のドナー、関係者の要望がない限りは応募しない	4

1-5 UNTFHS で言及されている下記事項が UNTFHS の独自の特徴だと思われる場合チェックをお願いします。（複数回答可）

<input type="checkbox"/>	具体的で持続的な恩恵を人やコミュニティに提供している	69
<input type="checkbox"/>	トップダウンとボトムアップ双方のアプローチによる「保護と能力強化」の枠組みを実施できる	61
<input type="checkbox"/>	市民グループや NGO、他の地域団体との協力を促進し、これらの組織による実施を促進する	68
<input type="checkbox"/>	複数分野での考慮が必要な相互に関連しあう問題に取り組む	68
<input type="checkbox"/>	複数機関がかかわるプロジェクトを促進し、国連各機関の統合された取組を促す	78
<input type="checkbox"/>	取組が不十分な分野・地域など支援のギャップに注目し、既存のプログラムとの重複を避ける	38

他に追加コメントがあればお書きください。

--

Section 2. UNTFHS の財源

2-1 日本政府が UNTFHS の主要ドナーだとご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	はい	108
<input type="checkbox"/>	いいえ	2

2-2 日本は UNTFHS の主要ドナーです。これは貴事務所に何らかの影響を与えていますか。

(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、良い影響がある。理由:	88
<input type="checkbox"/>	手続きが効率的	36
<input type="checkbox"/>	日本政府と良いコミュニケーションをとることを可能にする	64
<input type="checkbox"/>	カウンターパートに良い印象を与える	47
<input type="checkbox"/>	はい、ネガティブな影響がある。理由:	7
<input type="checkbox"/>	手続きが非効率的	3
<input type="checkbox"/>	日本政府や大使館との過剰なコミュニケーションが必要となる	4
<input type="checkbox"/>	カウンターパートに悪印象を与える	0
<input type="checkbox"/>	いいえ、特に影響はない。	18
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	12

2-3 近年、タイとスロベニアが UNTFHS の新しいドナーになりました。今後 UNTFHS に他の国が参加し、基金の複数ドナー化が進む場合、UNTFHS との関連で、貴事務所に何らかの影響はありますか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、良い影響がある。理由:	86
<input type="checkbox"/>	UNTFHS がより中立で公平になる	26
<input type="checkbox"/>	UNTFHS の予算が増加する	83
<input type="checkbox"/>	はい、ネガティブな影響がある。理由:	3
<input type="checkbox"/>	他のドナーとの調整が必要になる	3
<input type="checkbox"/>	日本、タイ、スロベニアといった既存ドナーや大使館とのコミュニケーションが少なくなる。	0
<input type="checkbox"/>	いいえ、特に影響はない。	19
<input type="checkbox"/>	その他 (詳細を述べてください)	10

他に追加コメントがあればお書きください。

--

Section 3. UNTFHS ガイドライン

3-1 現行の UNTFHS のガイドラインは分かりやすいですか。

<input type="checkbox"/>	非常に分かりやすい	3
<input type="checkbox"/>	分かりやすい	74
<input type="checkbox"/>	分かりにくい	7
<input type="checkbox"/>	非常に分かりにくい	0
<input type="checkbox"/>	分かりやすい部分と分かりにくい部分がある	87

ガイドライン内容	易しい	難しい	どちらでもない
UNTFHS によって支援される活動	80	2	4
UNTFHS 案件の主要基準	64	13	10
手続き	53	24	9
コンセプト・ノート要件	62	12	15
フル・プロポーザル要件	43	23	21
プロジェクトログフレームガイド	52	21	14
進捗報告書要件	56	6	17
プロジェクトの変更	45	12	25
財務関連規則	45	19	18
基金運用方式	40	21	19

3-2 ガイドラインは UNTFHS が開始されてから 4 回変更されています。(最新は 2009 年 5 月版)過去のガイドラインについて知っていますか。

<input type="checkbox"/>	はい 質問 3-3 へ	57
<input type="checkbox"/>	いいえ 質問 Section 4 へ	51

3-3 過去のガイドラインと比べて、現行のガイドライン(2009 年 5 月版)についてどのような意見をお持ちですか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	過去のものより実用的で使いやすい	17
<input type="checkbox"/>	過去のものより使いにくくなった	2
<input type="checkbox"/>	以前と変わらない	6
<input type="checkbox"/>	過去のものより分かりやすくなった	25
<input type="checkbox"/>	過去のものより分かりにくくなった	0
<input type="checkbox"/>	分かりやすさという面では以前と変わらない	8
<input type="checkbox"/>	違いは感じない	18

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 4. 手続き

書類要件

4- 1 コンセプト・ノートやフル・プロポーザル、進捗報告書の要件についてどのような意見をお持ちですか。

	コンセプト・ノート	フル・プロポーザル	進捗・最終報告書
要求が過剰である	23	43	16
簡素過ぎる	3	1	2
適切である	74	59	77

期間

4- 2 プロジェクトを特定してからコンセプト・ノートを提出するまでどれぐらいの期間がかかりましたか。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	2 週間以下	0
<input type="checkbox"/>	2 - 4 週間	11
<input type="checkbox"/>	4 週間から 2 ヶ月間	25
<input type="checkbox"/>	2 - 4 ヶ月間	22
<input type="checkbox"/>	4 - 6 ヶ月間	17
<input type="checkbox"/>	6 ヶ月間以上	32

4- 3 コンセプト・ノートを提出してからプロジェクトの承認を得るまでどれぐらいの期間がかかりましたか。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 ヶ月以内	2
<input type="checkbox"/>	3 ヶ月以内	5
<input type="checkbox"/>	6 ヶ月以内	21
<input type="checkbox"/>	1 年以内	39
<input type="checkbox"/>	2 年以内	27
<input type="checkbox"/>	2 年以上	11

4- 4 プロジェクトの承認からプロジェクト開始までどれぐらいの期間がかかりましたか。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 ヶ月以内	3
<input type="checkbox"/>	2 ヶ月以内	13
<input type="checkbox"/>	3 ヶ月以内	18
<input type="checkbox"/>	6 ヶ月以内	30
<input type="checkbox"/>	1 年以内	22
<input type="checkbox"/>	1 年以上	19

4- 5 プロジェクトの必要性を特定し、UNTFHS に応募して承認を得てからプロジェクトを開始するまでに掛かった時間についてどのような意見をお持ちですか。

<input type="checkbox"/>	時間がかかりすぎる	89
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの必要性を特定してからコンセプト・ノートを提出するまで	12
<input type="checkbox"/>	コンセプト・ノートを提出してからフル・プロポーザルを提出するまで	43
<input type="checkbox"/>	フル・プロポーザルを提出してから承認を得るまで	59
<input type="checkbox"/>	承認を得てからプロジェクトを開始するまで	32
<input type="checkbox"/>	期間は短かった	11
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの必要性を特定してからコンセプト・ノートを提出するまで	6
<input type="checkbox"/>	コンセプト・ノートを提出してからフル・プロポーザルを提出するまで	1
<input type="checkbox"/>	フル・プロポーザルを提出してから承認を得るまで	5
<input type="checkbox"/>	承認を得てからプロジェクトを開始するまで	4
<input type="checkbox"/>	どの段階も適切な時間がかかった	14

コンセプト・ノート

4- 6 コンセプト・ノート提出準備時に、UNTFHS の案件形成を目的として、人間の安全保障ユニットと何らかの相談をしましたか。また、案件形成へのアドバイスをもらいましたか。(UNTFHS のプロジェクトに2つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、有益な相談ができた(アドバイスを得た)	83
<input type="checkbox"/>	はい、相談ができた(アドバイスを得た)が、あまり役に立たなかった	6
<input type="checkbox"/>	いいえ、相談やアドバイスといったものはなかった	11

モニタリングと評価

4- 7 プロジェクト実施期間中、もし下記のいずれかの団体によるモニタリングが実施された場合、訪問の回数を記してください。(案件名も明記してください)

UNTFHS案件名:

モニタリング実施機関:	
現場事務所	71
国事務所	93
本部	54
実施機関	67
UNOCHA/HSU	18
日本政府外務省	18
日本大使館	43
その他 (明記してください)	24
()	

4- 8 プロジェクトのモニタリングはプロポーザルに明記された通りに実施されましたか。(案件ごとに明記してください)

UNTFHS案件名:

<input type="checkbox"/>	はい	106
<input type="checkbox"/>	いいえ	11

4- 9 評価は実施されましたか。もし実施されたのであれば、どの組織が評価を実施しましたか。(複数回答可。案件ごとに明記してください)

UNTFHS案件名:

<input type="checkbox"/>	はい	76
<input type="checkbox"/>	国事務所	43
<input type="checkbox"/>	本部	17
<input type="checkbox"/>	政府 (カウンターパート)	21
<input type="checkbox"/>	その他 (明記してください:)	28
<input type="checkbox"/>	いいえ	44

プロジェクト変更

4- 10 プロジェクトの変更を申請したことがありますか。またその結果はいかがでしたか。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	いいえ、プロジェクトの変更を申請したことはない	52
<input type="checkbox"/>	はい、一度以上プロジェクトの変更を申請し、承認を得た	51
<input type="checkbox"/>	はい、一度以上プロジェクトの変更を申請したが、承認は得られなかった。	1
<input type="checkbox"/>	はい、一度以上プロジェクトの変更をし、承認を得たこともあれば、承認を得られなかったこともある。	2

4- 11 プロジェクトの変更申請の経験があれば、その変更内容を教えてください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	プロジェクトの実施期間	42
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの実施方法	9
<input type="checkbox"/>	承認されたプロジェクト予算構成内での予算再配分	23
<input type="checkbox"/>	プロジェクト予算の全体的な増加	2
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの詳細	6
<input type="checkbox"/>	承認を得ていたオリジナルのプロジェクトの目的や結果、活動、それに伴う予算配分などの実質的な変更	2
<input type="checkbox"/>	承認を得ていたオリジナルのプロジェクトの目的や結果、活動、それに伴う全体的な予算などの実質的な変更	3

4- 12 もし申請したプロジェクトの変更が承認されたことがあれば、申請してから承認を得るまでどれぐらいの期間が掛かったか教えてください。(UNTFHS のプロジェクトに 2 つ以上従事した場合、複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 週間以下	2
<input type="checkbox"/>	1 - 2 週間	9
<input type="checkbox"/>	2 - 4 週間	25
<input type="checkbox"/>	4 - 8 週間	15
<input type="checkbox"/>	8 週間以上	8

4-13 プロジェクトの変更手続きは適切だと思いますか。

<input type="checkbox"/>	はい、適切だと思う	47
<input type="checkbox"/>	いいえ、不適切だと思う。理由:	13
<input type="checkbox"/>	時間が掛かりすぎる	10
<input type="checkbox"/>	細かすぎる	4

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 5. 援助様式

5-1 過去に経験したことのある他のプロジェクトと比べ、UNTFHS に特有な特徴がありますか。

(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	他国連機関との調整が多い	79
<input type="checkbox"/>	他国連機関との調整が少ない	1
<input type="checkbox"/>	市民社会、NGO、現地裨益者との調整が多い	51
<input type="checkbox"/>	市民社会、NGO、現地裨益者との調整が少ない	1
<input type="checkbox"/>	従来、組織のマネート下で考えてこなかった援助をしている	16
<input type="checkbox"/>	従来なかった、複数機関による案件実施を行っている	30
<input type="checkbox"/>	従来なかった、複数分野の案件を行っている	30
<input type="checkbox"/>	プロジェクト実施に新しい援助アプローチを適応できる	39
<input type="checkbox"/>	支援対象者が広がった	39
<input type="checkbox"/>	支援対象者が狭まった	10
<input type="checkbox"/>	支援対象者の範囲には変化はない	16
<input type="checkbox"/>	支援対象地域が広がった	36
<input type="checkbox"/>	支援対象地域が狭まった	7
<input type="checkbox"/>	支援対象地域の範囲に変化はない	14
<input type="checkbox"/>	支援分野が広がった	54
<input type="checkbox"/>	支援分野が狭まった	3
<input type="checkbox"/>	支援分野の範囲に変化はない	10
<input type="checkbox"/>	案件形成まで時間がかかるようになった	56
<input type="checkbox"/>	案件形成までの時間が短くなった	3
<input type="checkbox"/>	案件形成にかかる時間に変化はない	8
<input type="checkbox"/>	案件申請までに時間がかかるようになった	45
<input type="checkbox"/>	案件申請までの時間が短くなった	6
<input type="checkbox"/>	案件申請までの時間に変化はない	10
<input type="checkbox"/>	案件実施が効率的になった	36
<input type="checkbox"/>	案件実施が非効率的になった	6
<input type="checkbox"/>	モニタリングが効率的になった	26
<input type="checkbox"/>	モニタリングが非効率的になった	6
<input type="checkbox"/>	報告書作成作業が効率的になった	31
<input type="checkbox"/>	報告書作成作業が非効率的になった	7
<input type="checkbox"/>	特になし	14

5-2 UNTFHSを活用して案件を実施した経験は、その後貴事務所の他の活動やプロジェクトに影響を与えていますか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	はい、他国連機関との連絡・提携が活発になった	69
<input type="checkbox"/>	はい、従来よりも人々の能力強化を考えた案件形成をするようになった	34
<input type="checkbox"/>	はい、従来よりも人々の総合的なニーズを考えた案件形成をするようになった	49
<input type="checkbox"/>	はい、案件実施期間中、従来よりも市民社会や NGO、地域社会との関わりが増えた	46
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件以外でも、複数分野を対象とした案件が一般的になった	31
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件以外でも、複数機関での取り組みが一般的になった	45
<input type="checkbox"/>	「保護」と「能力強化」を念頭にプロジェクトを実施するようになった	27
<input type="checkbox"/>	影響なし	8

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 6. 人間の安全保障の概念

6-1 UNTFHS が推奨する人間の安全保障の基本概念をご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	はい 質問 6-2 へ	99
<input type="checkbox"/>	いいえ 質問 Section 7 へ	10

6-2 初めて UNTFHS 案件に携わる以前から概念をご存知でしたか。もしくは案件に従事した後に概念を知りましたか。もし以前からご存知の場合、UNTFHS の案件に参加することで、あなたの概念の理解に何らかの影響がありましたか。

<input type="checkbox"/>	以前から知っていた	62
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件に関わった後も理解に違いはない → 質問 Section 7 へ	7
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件に関わった後に理解は深まった → 質問 6-3 へ	54
<input type="checkbox"/>	UNTFHS 案件に関わった後に知った → 質問 6-3 へ	39

6-3 プロジェクトのどの段階が概念の理解を深めるのに最も影響を与えましたか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	プロジェクト形成時からコンセプト・ノート提出までの時点	47
<input type="checkbox"/>	コンセプト・ノート提出時からプロジェクト承認までの時点	40
<input type="checkbox"/>	プロジェクト実施時	60

他に追加コメントがあればお書きください。

Section 7. 日本のプレゼンス

7-1 UNTFHS 案件が実施された国において、日本が UNTFHS の主要ドナーであるということ
はどれくらい認識されていますか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	プロジェクトオフィスのスタッフは知っている	100
<input type="checkbox"/>	政府(カウンターパート機関)は知っている	91
<input type="checkbox"/>	現地裨益者は知っている	62
<input type="checkbox"/>	誰も知らない	3
<input type="checkbox"/>	分からない	3

7-2 主要ドナーは日本であると知らせるために何か行動しましたか。

<input type="checkbox"/>	政府(カウンターパート機関)に知らせた	98
<input type="checkbox"/>	現地住民に知らせた	72
<input type="checkbox"/>	プロジェクト現場の掲示板に日本の国旗を表示した	30
<input type="checkbox"/>	案件で供与された機材に「日本政府による援助」と記されたシールを貼った	33
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの式典に日本大使館の関係者を招待した	71
<input type="checkbox"/>	特になし	3
<input type="checkbox"/>	その他(明記してください)	23

7-3 UNTFHS 案件の日本の関与を示すため、日本大使館から何か依頼はありましたか。

<input type="checkbox"/>	はい 質問 7-4 へ	30
<input type="checkbox"/>	いいえ 質問 Section 8 へ	73

7-4 どんな要求がありましたか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	プロジェクト現場の掲示板に、日本の国旗を表示すること	5
<input type="checkbox"/>	案件で供与された機材に「日本政府による援助」と記されたシールを貼ること	10
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの式典に日本大使館の関係者を招待すること	23
<input type="checkbox"/>	カウンターパートの職員に、案件の資金が日本からのものであると知らせること	12
<input type="checkbox"/>	現地の裨益者に、案件の資金が日本からのものであると知らせること	12

他に追加コメントがあればお書きください。

--

Section 8. 要望・提言・意見

UNTFHS に関する要望、提言、意見がありましたら自由にお書きください。

--

添付資料6: 現地調査報告書(タイ、トルクメニスタン)

平成 21 年度 ODA 評価「国際機関経由の援助：人間の安全保障基金」

現地調査報告書（タイ、トルクメニスタン）

2009 年 11 月

目 次

ページ**第1章: 現地調査総括**

1-1	現地調査まとめ	1
1-2	現地調査を通じての発見	1

第2章: 現地調査について

2-1	現地調査の目的	4
2-2	現地調査の方法	4

第3章: UNTFHSプロジェクト

3-1	帰還したトラフィッキング犠牲者の経済社会的能力強化事業(タイ)	6
3-2	難民及び現地コミュニティのための社会サービス/インフラ/リプロダクティブ・ヘルスの質の向上(トルクメニスタン)	21

第4章: UNOCHAワークショップ

4-1	ワークショップの背景と概要	37
4-2	ワークショップ内容	37
4-3	参加者の反応	39
4-4	本評価に資する諸点	41

添付書類

1. 現地調査行程

第1章 現地調査総括

1-1 現地調査まとめ

評価チームは、2009年10月25日より11月5日までの12日間の日程でタイ及びトルクメニスタンにて現地調査を実施した。現地調査では人間の安全保障基金(以下、UNTFHS)により実施されたタイとトルクメニスタンでの二案件を対象とし、プロジェクトの実施が実際に政策目標としている「人間の安全保障の実践」に資しているのかを検証した。同時に実践を通じて「人間の安全保障の概念の普及」がどの程度、関係者の間で進んでいるかについても調査した。また、UNTFHSを所管している国連人道問題調整部人間の安全保障ユニット(以下、HSU/OCHA)がバンコクにて10月26日から29日にかけて実施した「ワークショップ」にも一部オブザーバーとして参加し、HSU/OCHAによる「人間の安全保障」概念の普及にかかわる取組についても観察を行った。

現地調査は移動時間を除くとタイで3日、トルクメニスタンで4日と短期間での強行スケジュールであったが、現地の日本大使館、国連機関、先方政府カウンターパート機関の協力もあり、効率的かつ効果的に実施することができた。

タイにおいては、国際労働機関(ILO)が実施する「帰還したトラフィッキング犠牲者の経済社会的能力強化事業」を視察した。ILO単独の案件であるが、トラフィッキング犠牲者のケアや所得向上等をコミュニティベースでセクター横断的に行うと同時に、対象地域の行政機関やNGOの支援体制の整備を支援してきており、人間の安全保障のアプローチである保護と能力強化の両面で実践をしている事例といえる。

トルクメニスタンにおいては、国連高等難民弁務官事務所(UNHCR)と国連人口基金(UNFPA)が合同で実施する「難民及び現地コミュニティのための社会サービス/インフラ/リプロダクティブ・ヘルスの質の向上事業」を視察した。トルクメニスタンは政府による情報統制が厳しく、現地調査において政府関係者や受益者の真の声を聴くことは極めて限定的といわざるをえなかった。しかしながら、情報統制の影で貧困状態にある受益者に対して、本事業が直接支援できたことは、政府による保護が極めて限定的である受益者の人間の安全保障に応えたものであると評価できる。

1-2 現地調査を通じての発見

総合的に見れば、タイとトルクメニスタンの二案件の事例はUNTFHSが「人間の安全保障の実践」に資するものであったことを物語っている。両案件ともに、人間の安全保障が脅かされている社会的弱者への保護とエンパワメントを目指して形成されており、プロセスにおいても政府機関等支援者の保護能力強化を行うとともに、受益者やコミュニティにおける生活環境改善やエンパワメントにかかわる支援を行ってきた。また、保健、教育、水、生計向上等受益者の分野横断的なニーズにも対処してきており、そのプロセスにおいてはUNTFHS以外の他の国連機関との連携も見られた。これらはまさにUNTFHSのガイドラインにある人間の安全保障の概念に合致するものであるといえる。

しかしながら、UNTFHS ガイドラインに基づく手続きの部分では、独自の会計フォーマットを要求していることなど、実施機関側に通常以上の事務的負担を強いている傾向にある。また、プロジェクトの承認や会計を含む報告書の承認に長時間かかるという問題点も今回の調査を通じて実際に見られた。こうした事務手続きに時間を要することは、短期間のプロジェクトや受益者との関係構築などに時間を要するコミュニティ動員系のプロジェクトにおいて準備や実施に必要な十分な時間を確保できないという問題にも通じる。実施期間については事務手続きの迅速化が難しいのであれば、プロジェクト期間を長めに設定するなど工夫することが望まれる。

人間の安全保障の実践という側面では評価できる UNTFHS であるが、概念普及という点ではその影響力は限定的といわざるを得ない。プロジェクト関係者はある程度理解している者がいても、それが政府カウンターパート機関、IP、そして住民にまで行き届いているわけではない。したがって、実践のツールである UNTFHS において概念普及は主たる目的ではなく、プロセスを通じたインパクトとして見る程度が妥当といえるかもしれない。

なお、プロジェクトの資金源という点では、プロジェクトの関係者の多くは、ILO、UNHCR、UNFPA 等実施機関によるプロジェクトであると認識していることが一般的であり、UNTFHS という信託基金の資金であることについての認識も高いとはいえなかった。この理由の一つとして、UNTFHS であることをアピールするシンボル(例えばロゴマーク、マスコット)がないことがあげられる。

また、UNTFHS の主要ドナーである日本のプレゼンスについては、プロジェクト関係者の一部にはプロジェクトの資金源が日本であることが認識されているが、政府関係者や受益者の中には日本がドナーであることを知らない者も散見された。現地の大使館等による広報活動もプロジェクトのセレモニーに参加するなど限定的である。国連に一度信託された基金において、ドナーが過度に介入することは国連機関から歓迎されることではないが、日本並びに基金そのもののプレゼンスが低い現状については、世界基金等他の信託基金の運営方法を参考にすることで、改善する必要があるだろう。

各案件の活動内容、成果、課題等の詳細については次章以降に詳述するが、ここでは、現地調査において発見された教訓についてまとめる。

妥当性の観点からは、以下の傾向があった。

ープロジェクトの内容については、人間の安全保障の概念やガイドラインの留意事項が反映されている。ただし、後述するタイでのワークショップにも見られるように、国連機関関係者の人間の安全保障への理解は十分とは言えず、実質的にどこまで概念を実践に結び付けているかということはプロジェクトや個人によりバラツキがあると考えられる。

プロセスの適切性の観点からは、以下の傾向があった。

ーコンセプトペーパー提出からプロジェクト開始までに時間がかかる。

- ーガイドラインにより求められている会計手続きが実施機関が通常使用しているフォーマットと異なり時間を要する。これが支払の遅延にもつながり、プロジェクトの遅延にもつながる。
- ーマルチエージェンシーは人間の安全保障の概念の実現に不可欠な要素ではない。実施機関は一つでもマルチセクターに対処し、他の国連機関と連携することは可能である。他方、マルチエージェンシーでプロジェクト管理をすることは調整に時間を要し、効率性の点ではマイナスであるとも言える。
- ー現地の実情に詳しい NGO や現地人材をプロジェクト内部に取り込み活用することが、効果的であり、他の既存リソースとの有用な連携にも資する。

結果の有効性の観点からは、以下の傾向があった。

- ープロジェクトの実施においては、カウンターパートや IP のキャパシティ強化や受益者との関係構築と受益者の参画促進のためにも、準備期間を十分に取ることが望ましい。
- ー国連各機関事務所の中でも、予算規模が小さい事務所では、UNTFHS プロジェクトは比較的大規模なプロジェクトとなりえることから、現地におけるプロジェクトの効果が際立ちやすい。他方、予算規模が大きい事務所では、あえて UNTFHS を活用しようとするインセンティブは弱い場合がある。

第2章 現地調査について

2-1 現地調査の目的

現地調査ではタイとトルクメニスタンで UNTFHS により実施された 2 案件を対象とし、プロジェクトの実施が実際に政策目標としている「人間の安全保障の実践」に資しているのかを検証する。

2-2 現地調査の方法

以下の手法を用いて調査を実施した。

- ・ 文献レビュー(コンセプトノート、プロポーザル、報告書等プロジェクト関連書類)
- ・ 質問票調査(各対象プロジェクト事務所への質問票調査)
- ・ インタビュー調査(各対象プロジェクトの現地関係者へのインタビュー)
- ・ 現地直接観察(プロジェクトサイト訪問、現況確認)

なお、現地調査は 2009 年 10 月 25 日より 11 月 5 日まで下表の団員により実施された。なお、現地調査行程については添付 1 を参照。

表 2-1 調査団員

氏名	職務	所属
橋本ヒロ子	評価主任	十文字学園女子大学社会情報学部 教授
関口 正也	評価分析 1 (コンサルタント総括)	(株)オリエンタルコンサルタンツ GC 事業本部 社会・経済基盤開発部 課長
吉見 千恵	評価分析 2	アスカ・ワールド・コンサルタント(株)
古本 秀彦	情報収集・分析	(株)オリエンタルコンサルタンツ GC 事業本部 社会・経済基盤開発部
石原 猛	オブザーバー	外務省国際協力局地球規模課題総括課 外務事務官

現地調査はケーススタディ用評価グリッドに基づき実施された。評価グリッドに示される評価の枠組みは以下の表の通りである。

表 2-2 評価の枠組み(ケーススタディ)

評価視点・評価項目	評価内容
I. 政策(妥当性)	<p>1. UNTFHS 案件に関する政策的枠組みの妥当性</p> <p>1-1 当該案件と当該国の開発政策、また現場におけるニーズに整合性はあるか</p> <p>1-2 当該案件と日本の当該国別援助計画に整合性はあるか</p> <p>2. UNTFHS ガイドラインの概念の部分は当該国開発政策及び実施機関援助方針に合致しているか(政策レベルで)</p>
II. プロセス(適切性・効率性)	<p>1. UNTFHS ガイドライン(手続きの部分)の適切性(実施機関の援助方針・ニーズに対して適切か)</p> <p>2. UNTFHS 案件申請・審査・承認、モニタリング・評価、報告体制</p> <p>2-1 当該案件の申請(案件形成を含む)・審査・承認プロセスは適切かつ効率的に行われたか</p> <p>2-2 実施機関の案件モニタリング・評価、報告体制は適切かつ効率的か</p> <p>2-3 国連事務局及び日本の案件モニタリング・評価体制は適切かつ効率的か</p> <p>3. 実施機関における適切性</p> <p>3-1 実施機関にとって UNTFHS を活用する際の長所と短所は何か</p> <p>3-2 当該国において、UNTFHS による複数の機関や分野における取組の統合推進は、現地援助事情に即して適切かつ効率的か</p> <p>4. 被援助国における適切性</p> <p>4-1 当該被援助国にとって、UNTFHS 案件の長所と短所は何か</p> <p>4-2 当該費援助国にとって、UNTFHS による複数の機関や分野における取組の統合推進は、現地援助事情に即して適切かつ効率的か</p>
III. 結果(有効性)	<p>1. UNTFHS 案件の効果</p> <p>1-1 当該案件が UNTFHS 案件であることによって実現できた効果はあるか</p> <p>1-2 当該案件において、複数の機関や分野における取組の統合推進 UNTFHS の政策目標達成にどの程度貢献したか</p> <p>1-3 UNTFHS 案件規模(予算、規模)は、案件の効果発現に有効か</p> <p>1-4 UNTFHS の当該案件と他の類似案件との間で連携もしくは重複はあったか</p> <p>2. 人間の安全保障の概念普及</p> <p>2-1 当該案件は当該国において人間の安全保障の概念普及に役立ったか</p> <p>2-2 実施機関関係者は UNTFHS を通じて人間の安全保障の概念について理解を深めたか</p> <p>3. 日本のプレゼンス</p> <p>3-1 当該案件を通じて人間の安全保障を推進する日本のプレゼンスはどの程度当該国政府、裨益者、現場実施機関関係者に理解されているか</p> <p>3-2 当該案件において日本のプレゼンスはどの程度確認できるか</p>
IV. 実績(実施プロセスと達成度)	<p>1. UNTFHS 案件の投入・活動実績</p> <p>2. UNTFHS 案件の目標・成果達成度</p> <p>3. プロジェクト実施プロセス(促進要因、阻害要因)</p>

第3章 UNTFHS プロジェクト

3-1 帰還したトラフィッキング犠牲者の経済社会的能力強化事業(タイ)

3-1-1 プロジェクトの背景と概要

1. 背景

世界における人身売買の被害者数は、正確な数字はないものの、男女、子供合わせて250万人と言われ、うち約半数以上の139万人の犠牲者がアジアから出ていると言われている¹。東南アジアにおける個人レベルの人身売買に関して、特にタイとフィリピンは深刻な問題を抱えていることから、当該プロジェクトの対象地域となった。

今回の現地調査の対象であるタイは人身売買の送り手、受け手、さらに経由地という3つの側面を持つ。タイ女性あるいはタイを経由する周辺国の女性たちは日本、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、ヨーロッパ、アメリカ等へ性産業につくことを主な目的として取引されていく。連れてこられた人々は旅程の途中や目的地に着いてから、借金が当初聞いていたよりも多額であり、従事する職業が異なるなど騙されていたことに気づくことが多い。多額の借金やパスポートを取り上げられたりするために、自由に職を変えられない、また場合によっては不法滞在とみられ犯罪者扱いされるなどの問題を抱えて生活することを余儀なくされている。

こうした被害にあった人々が自国に戻って再定住することは容易ではない。例えば心的外傷(トラウマ)、健康上の問題を抱えている場合などの社会心理的要素、家族やコミュニティとの関係がうまくいかない、十分な貯金がない状態での帰国、帰国後の就職困難、社会再統合の困難等様々な問題が起きる。一部の被害者は犯罪グループに再度狙われる可能性もある。他方、移住先の国々では近年取り締まりが厳しくなっており、今後多くの帰還が予測される。

こうした背景により、被害者に対し経済的社会的なエンパワメントを重視した支援を行い、再定住を促すプロジェクトが形成された。対象とするタイ北部地域はミャンマーとの国境近くで人身売買の温床ともなっており、日本から帰還する被害者が多い地域である。

2. プロジェクトの概要

プロジェクトの概要を以下に示す。なお、本プロジェクトはタイとフィリピンの二カ国を対象とした案件であるが、現地調査の時間的制約から、今回の評価調査においては、タイで実施された部分のみを評価の対象とした。

¹ ILO から UNTFHS に提出されたフルプロポーザル

表 3-1 プロジェクト概要(タイ)

案件名	帰還したトラフィッキング犠牲者の 経済社会的能力強化事業	実施国	タイ、フィリピン
実施期間	2006年5月～2009年5月(3年)	予算	US\$1,923,195.- ²
実施機関	国際労働機関(ILO)	カウンターパート	社会開発人間の安全保障省社会福祉局児童・女性反トラフィッキング室(タイ) 社会福祉・開発庁、海外労働者福祉庁(フィリピン)
関係機関	【タイ】 女性財団(FFW)、移民女性の自営プログラム(SEPOM)、社会開発人間の安全保障省チェンライ県支部、パヤオ子供と女性のためのシェルター、YMCA 財団パヤオ県支部 【フィリピン】 BATIS+BATIS AWARE、女性の自立のためのネットワーク(DAWN)、カンルンガンセンター財団、デラサレ大学、その他労働団体		
裨益者	帰還したトラフィッキング犠牲者 800～1,200 人(各国 400～600 人)		
上位目標	帰国した人身取引の被害者の人間的な社会復帰プロセスへの支援を通じ、アジアでの労働、性的搾取を目的とした子供や女性の人身取引の減少に貢献する。		
目的・成果	1. プロジェクト終了までに、タイとフィリピンに帰国した人身取引の被害者が再び人身取引されないように支援、エンパワー、保護する。 2. プロジェクト終了までに、タイとフィリピンにおける児童、青年、若い成人の人身取引被害者の社会復帰のためのサービス、特にリファラルサービス、キャリアカウンセリング、事例の文書化の分野で、サービス提供者の能力が向上する。		
活動	成果1. にかかわる活動 ● 教育、職業訓練、就職斡旋を含む生計の手段と収入獲得 ● 法的支援と告訴のメカニズム ● 共有者グループ、カウンセリング、権利の意識を通じた社会的支援とエンパワメント ● 医療支援と社会心理的カウンセリング 成果2. にかかわる活動 ● 帰国した人身取引被害者のための照会メカニズムを向上する支援 ● 帰国した人身取引被害者のケースとフォローアップの情報収集とリサーチの文書化 ● 被害者が社会復帰する有効なメカニズムを向上し、持続するためのサービス提供者や市民団体の訓練を行う		

3-1-2 活動実績と成果達成度

1. 活動実績

(1) 成果1にかかわる活動

実施パートナー(IP: Implementing Partner)による主な活動は、まず直接的な精神的、心理社会的支援が挙げられる。プロジェクトはピアサポートネットワーク(Peer Support Network)を構築し、帰還者の帰国後の困難を和らげるために、例えば法的・社会心理的なカウンセリングを行ったり、医療サービスや学校外教育、または警察への照会等を行ったり

² 金額は ILO による報告書の数字。外務省の出している数字では US\$1,977,116。

した。またコミュニティに元被害者が受け入れやすい環境を作るために、受け入れ家族に対しても人身売買、安全な移住、職業訓練、家庭訪問、カウンセリング、医療サービス等についての情報が提供された。

経済的支援では、職業訓練や、起業研修、リボリングファンドの導入等が行われた。

この他の活動として、フィリピンとタイの両国からIPの代表がバンコクに集まり、スタディーツアーが開催され、グッドプラクティスや教訓等の意見交換、YMCAによるケースワーカー30人に対する研修の実施やユースキャンプ³の開催等の活動が行われた。

(2) 成果 2 にかかわる活動

カウンターパート機関である社会開発人間の安全保障省(MSDHS: Ministry of Social Development and Human Security)をはじめとするサービス供給側の能力向上のために以下の活動が行われた。

- 政府機関を通して、各種マニュアルを作成した。
- データベースソフトを導入した。
- 社会開発人間の安全保障省チェンライ県支部(PSDHS: Provincial Social Development and Human Security Office)がコミュニティーボランティア、リーダー、村人に対して安全な移住(Safe migration)について1日間の研修を行った。
- パヤオシェルター(Phayao Shelter)が25名のケースマネージャーに対し2日間の研修を行った。
- 社会開発人間の安全保障省人身取引対策部(MSDHS/BATWC: Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children)が22名のケースマネージャーに対し経済的エンパワメントの研修を行った。
- 2009年3月、プロジェクト終了に合わせて国内最終会議がバンコクで開催された。政府機関(GO: Governmental Organisation)やNGOから約100名が参加し14のグッドプラクティスが紹介された。

ただし、実質的な活動の多くはプロジェクト後半に集中しており、前半(2006年5月～2007年8月)には、主に関係者間のネットワークの確立と、プロジェクト基盤の整備を行っている。前半の活動は以下のとおり。

- IPとともに北部タイにおいて簡易調査を実施し、対象地域を特定した。
- チェンライとパヤオにおいて関係者でコンサルテーションを行い、被害者の社会復帰にかかわる過去の努力や問題について議論を重ねた。
- 2006年11月にはMSDHSのイニシアティブにより関係者とともにプランニングと調整にかかわる会議が実施された。

³ 参加者 81 名(うち 45 人が子供、36 人が親)。UNTFHS プロジェクトの活動の一部か否かは不明。

2. 成果達成度

(1) 成果1の達成度(プロジェクト終了までに、タイとフィリピンに帰国した人身取引の被害者が再び人身取引されないように支援、エンパワー、保護する)

イ 直接的な支援

何らかのサービスを直接届けられた受益者は、タイで女性 729 人(目標 620 人)、家族は 331 家族、子供 58 人、男性 60 人。フィリピンでは女性が 480 人(目標 450 人)、子供が 131 人⁴。

【タイの内訳】

- 10代あるいは若い女性で、帰国直後にコンタクトがとられた受益者 のべ 144 名
- 10代あるいは若い女性で、教育・職業訓練等を受けた受益者 のべ 250 名
- 自立経済活動が実現した受益者 のべ 133 名
- 就職した受益者 のべ 45 名

なお、受益者はタイ人のみでなく、外国人(約 10%)も含む⁵。また、プロジェクトが直接支援したわけではないが、PSDHSがサポートした被害者が、プロジェクト開始前は 25 名だったものが、開始後 163 名に急増したなどの効果があった。

ただし、ターゲット層については申請書では「若年層の女性」となっているが、中間評価報告の時点では、実際の受益者は 30 歳以上でかつ帰国してから 3、4 年以上経過している人が大半であった。同報告書内で、そうした人々にニーズがないわけではないが、再移住の可能性が高く狙われやすいという面により支援が必要な若年層にアクセスできていないと指摘されている⁶。最終報告書では受益者の内訳に「10代あるいは若い女性」「帰国直後にコンタクト」という表現が追加されており中間評価を意識した変更が行われたことがうかがえる。ただし、ターゲットが実際にどの程度変わったかは確認できない。

ロ 経済・社会統合への支援

経済活動等の自立性、持続性については一概には結論付けられない。成功例として、以前は自殺未遂を繰り返していたのが、NGOの訪問を受け、セルフヘルプグループに参加するようになってからそうした行為をやめ、意欲的に経済活動に取り組むようになった女性が挙げられる。プロジェクトからの助成を受けて自ら見つけた人物にお菓子作りを習い、今ではお菓子の販売、ドライフルーツの販売、カエルの養殖と販売等幅広く手掛けている⁷。こうしたケースは社会統合のモデルと言える⁸。その他、プロジェクトによって帰還者の再移住を防止できるようになった事例もある。支援を受けた元被害者が、現在の職業における収入よりも良い収入を人身取引ブローカーから提示されても、再度の外国における仕事のオファー

⁴ 最終報告書

⁵ 現地インタビュー ILO

⁶ 中間評価報告

⁷ 現地インタビュー 受益者

⁸ 現地インタビュー ILO

を断ったといった例が報告されている⁹。また、経済効果ではないが、法律的な権利や就職機会の知識を得ることで、受益者はエンパワーされたと言う肯定的な面もある¹⁰。

しかしながら、そうした成功例は決して多くない。例えば現地調査でインタビューしたセルフヘルプグループのリーダーは、籐製品を作る技術を研修でさらに向上させ(もともと基本的な技能はあった)現在籐製品を作成・販売しているが、1 か月かけて作成したのも、卸売価格は 1,500 バーツ(約 4,500 円)でしかない。主な収入は農業で得て、籐製品販売はあくまでも副業でしかない。それでも当該受益者が所属するセルフヘルプグループ 16 名のうち成功している方である。16 名のうち 5 名は HIV に感染しており、また帰還後精神的不安定からアルコール中毒のメンバーもあり、そうした人々は経済活動や社会統合への動機が低い。またプロジェクトの支援によって石鹼作りや農業の研修も受けたが、石鹼は仲間内で購入するにとどまり、農業も肥料を購入したのみで、増収には結びついていない。また元被害者がスタッフとして働いている SEPOM が支援する日本食レストラン、ポタンヤ(BOTANYA)は、客入りが十分でなく、現在でもスタッフ(元被害者)の給料が賄えない状況であり経済的に非常に厳しい状態にある¹¹。

ILO の最終報告書においても、経済活動については、全般的に持続的なものになるかどうかは、今の時点では判断できないとされている。



写真:プロジェクトによる支援で学んだお菓子の販売を手がける受益者(左)、別の受益者が作った籐製品(右)

(2) 成果 2 の達成度(プロジェクト終了までに、タイとフィリピンにおける児童、青年、若い成人の人身取引被害者の社会復帰のためのサービス、特にリファラルサービス、キャリアカウンセリング、事例の文書化の分野で、サービス提供者の能力が向上する)

イ データベースの構築

タイとフィリピンでデータベースが構築された。ソフト自体は ILO が提供し、既存の子供と女性の人身取引と戦うプロジェクト「(TICW: Project to combat Trafficking in Children and

⁹ 現地インタビュー ILO

¹⁰ 現地インタビュー MSDHS

¹¹ 現地インタビュー SEPOM

Women) によって開発されたデータベースとリンクできるようになっており¹²、現在チェンライ県人身取引防止オペレーションセンター(POCHT-CR: Provincial Operation Center for the Prevention and Suppression of Human Trafficking, Chiang Rai)では160名余りのデータが登録されている。人身取引被害者のリファラルサービスへのアクセス状況を把握するために有益なデータベースである。2009年4月に行われた最終評価時には、「データベースが活用されている様子はまだ見えない」という評であったが、今回の現地調査では、作成したPOCHT-CRで少しずつ活用されている様子が見られた。ただし、データの項目については、県レベルの関係者のみで話し合われて決定され、また項目数が非常に多く、他パートナーが共通に使えるものではないという指摘もある。実際にパートナーからの懸念として「データベースが複雑すぎる」「すでに独自でデータベースを開発した」という声があがっている¹³。

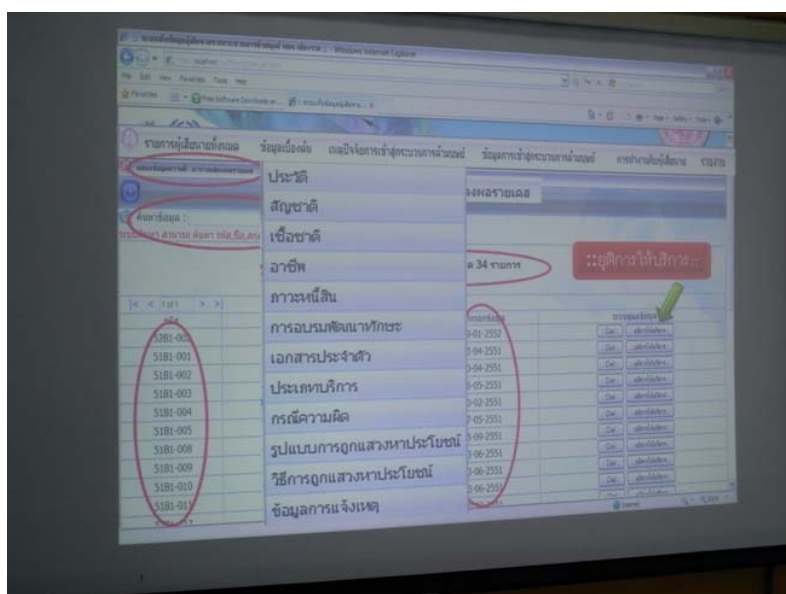


写真: プロジェクトで作成したデータベースの画面

ロ マニュアル等の完成

中央レベルにおいては、BATWC により、サービス供給者の情報がまとめられた「技術研修と仕事情報(Skills Training and job placement catalogue)」が作成され、関係機関に共有された。また、ケースマネージャーのためのマニュアルである「人身売買被害者の回復と社会経済的なエンパワメント(Recovery and Socio-economic Empowerment of Returned victims of trafficking)」という冊子が200部作成された。地方レベルでは、PSDHS により「被害者保護後のためのハンドブック (Handbook for the protection of victims)」が作成された。さらに、パヤオとチェンライの「就職・キャリア情報(Provincial Career Catalogue in Phayao and Chiang Rai)」が、それぞれ PSDHS-CR と YMCA によって作成され、雇用機会等の情報が掲載されており帰還者には就職活動をする上で参考とされている。

¹² 中間評価報告

¹³ 現地インタビュー、中間評価報告

なお、プロジェクト終了後ではあるが、グッドプラクティスの事例集がフィリピンから6つ、タイから5つ、英語に翻訳され出版される予定である。

ハ 人身売買関連文書

マニュアルではないが、今後も同分野において活用される文書として以下のものが作成された。

- 人身売買被害者用のチェックリスト(PSDHS 作成)
- 安全な移住のブックレット(PSDHS 作成)
- 人身売買の現状についての国別報告書(FFW 作成)

ニ 広報用ポスター等

ポスター3,000、パンフレット 2,000、ステッカー4,000 が YMCA、FFW 等により作成された。それぞれ、タイ語、英語、日本語で記載されている。

ホ サービスプロバイダー側の変化

キャパシティ・ビルディングの一環で、20 人のケースマネージャーがBATWCによって訓練を受けた¹⁴。人身売買被害者の社会再統合という課題について、これまで明確な窓口がなかったが、プロジェクトによって政府を始めとするステークホルダーが支援のためのプログラムを作り実行するためのきっかけとなった¹⁵。チェンライ県政府は人身売買問題対策として200万バーツ(約1,200万円)の予算をつけることを決定した¹⁶。

また、プロジェクトが直接支援したわけではないが、人身売買防止委員会が7つの地域(District)で設立されるなど、政府側に積極的関与ができる体制が整いつつある。

3-1-3 目的の妥当性

1. 開発ニーズや政策的枠組みとの整合性

(1) 当該国の政策と現場におけるニーズ

イ タイ国内政策

人身売買の問題は周辺諸国でも大きな問題となっているが、タイは其中でも先駆けて積極的に当課題に取り組んでいる国であると評価されている¹⁷。タイ政府は政府行動計画(To prevent, protect, prosecute and reintegrate (1997-2006))を策定し、1)18歳以下の子供(男女含む)の性産業完全撲滅 2)性産業における搾取や恐喝の禁止 3)子供売春に関わった者への罰則の強化、骨子として挙げている。また2003年に「女性と子どもの国内外における人身取引の予防、禁止にかかわる国家政策及び計画(2003-2011)」が策定された。同計画を推進するために社会開発・人間の安全保障省が、政府間及び政府・NGO間の

¹⁴ 最終評価報告書

¹⁵ 最終評価報告書

¹⁶ 最終評価報告書

¹⁷ Humantrafficking ウェブサイト

調整機関としての役割とともに、政府、NGO、及び国際機関から構成される「国家人身取引禁止委員会」の事務局としての役割も担い、人身取引対策に係る政策・施策の調整を行っている¹⁸。2008年には「人身取引防止法」が制定された。現地調査の聞き取りでもMSDHSから現地ニーズと当該プロジェクトは整合性がある旨の回答を得た。

また、メコン側周辺国の地域的取り組みとして、メコン川地域女性と子供の人身売買対策国家プロジェクト委員会(The National Project Committee on Trafficking in Women and Children in the Mekong Sub-region)があるが、この事務局(Office for the protection of Children, the Elderly and the Disadvantaged)はタイ政府MSDHSの下にある。その他、カンボジアやオーストラリア、ミャンマー、中国、ラオス等と人身売買取り締まりに関する覚書を締結している¹⁹。

ロ 対象地域のニーズ

今回の対象地域であるタイ北部地方(チェンライがある地域)は、ミャンマーとの国境に近いことから、他国からの移住希望者が経由する地域でもあり、かつ日本などに移住しようとする人々、また帰還してきた人々などが多く集まる地域である。帰還者の多くは人身取引の経験から、心身ともに傷を負っており、社会復帰が難しいことに加え、出身コミュニティや家族からも性産業に従事していた等の理由により差別される事例も多い。こうしたことから、同地域においては、帰還者の社会経済的なエンパワメントをコミュニティを巻き込んだ形で行うことへのニーズが高く、また、犠牲者を繰り返し輩出しないための予防措置へのニーズも高いといえる。これらの点で、本プロジェクトは現地のニーズに適ったものであるといえる。

(2) 日本政府の対タイ国 ODA 政策

まず、2003年のODA大綱では、「人間の安全保障の視点」が盛り込まれた。また、2005年のODA中期政策においても「人間の安全保障」の視点の重要性が強調されている。2006年の対タイ経済協力計画において「タイは中進国化する一方で、エイズ孤児や社会的弱者のような問題を抱えており、タイにおいても、人間の安全保障の視点は重要である」とされている。また、人身取引問題についても人間の安全保障の視点から重要な問題であるとされており、当課題については草の根や技術協力で支援を行うという方針になっており、ILOプロジェクトもこの文脈から読み取ることができる。²⁰

なお、ILOプロジェクトが終了と同時にJICAも同分野での支援を開始している。日本大使館はこれを「ILOの教訓等をJICA事業で活かす」ととらえている。

2. UNTFHS ガイドライン(概念部分)との整合性

(1) 当該国の政策との整合性

タイ政府は UNTFHS のドナーであるとともに、MSDHS を設立するなど、以前から人間の

¹⁸ JICA ウェブサイト

¹⁹ Humantrafficking ウェブサイト

²⁰ 現地インタビュー 日本大使館

安全保障について理解がある。人身売買問題に主に取り組む部局である人身取引対策部は当該省庁の下部組織であり、現地調査でのインタビューにおいても、人身取引問題がタイ政府の人間の安全保障アプローチにおいて対処されるべきものであると認識していた。

(2) 実施機関の援助方針との整合性

ILO 第 182 号条約において、児童労働に悪質な形態として人身売買を挙げている。また第 29 号条約及び 105 号条約において自ら望んでいない労働を強いられるのは「強制労働」として、ILO が取り組むべき問題としている。

3-1-4 プロセスの適切性・効率性

1. UNTFHS ガイドラインの手続き

ILO への質問票の回答によれば、ガイドラインは「わかりやすい(一部わかりにくいところもある)」という結果であった。記載内容については、コンセプトノートは適切、フルプロポーザルは「多すぎる」としている²¹。

2. 申請・審査・承認、モニタリング評価、報告体制

(1) 申請・審査・承認

申請段階の関係日付は以下のとおりである。

- コンセプトペーパー提出日 2005 年 5 月 18 日
- フルプロポーザルが現地事務所で作成された日 2005 年 8 月 1 日
- フルプロポーザル(最終版)が UNOCHA から外務省に提出された日 2006 年 2 月 10 日
- 日本政府が承認した日 2006 年 3 月 15 日
- プロジェクト開始日 2006 年 5 月

必要とされた期間について、フルプロポーザル提出からプロジェクト開始までが「長い」という回答を得ている²²。また、調査団から、コンセプトノートとフルプロポーザルを一括にまとめてプロセスを短縮することについて意見を求めたところ、「一つの詳細なプロポーザルを作成して一段階のみの承認プロセスで不採用となった場合、案件形成への労力と失敗の際のコストが大きくなることになるが、そうならない形であれば望ましい」との返答であった²³。

(2) モニタリング評価、報告体制

モニタリングと評価については、申請書によると、1)進捗・会計レポートは各IPによって作成され 4 カ月ごとにILOに提出する、2)ILO手続きに従って、各IPが内部評価を行う、3)プロジェクト期間が半分進んだ時点で包括的な中間評価を行う、4)プロジェクト終了後最終評価

²¹ 質問票

²² 質問票

²³ ILO 現地インタビュー

を行いその際には、評価内容についてはパートナーと相談して決める、5)このプロセスには主要な関係者にも関与してもらい、とされている。実際のモニタリング頻度については、IPが月に1度、フィールド事務所が月に1度、タイ事務所が4カ月に1度、本部が6カ月に1度、モニタリングを実施している²⁴。ただし、中間評価報告において、プロジェクトモニタリングシステムが確立していないこと、直接受益者に届けられたサービスについての情報収集と分析が不十分であることが指摘されている。また、同様にIPの報告書の質に関しては、それまでに提出されたものは、ログフレームに沿っていないため、目標達成度が測りにくく、プロジェクト全体の達成度がわからないため改善されるべきと、提言されている²⁵。中間評価はタイにてフィリピンからの関係者を招待してワークショップ形式にして行い、最終評価はフィリピンにてタイの関係者(政府・NGO)を招待して同様に行われた。

ILOタイ/フィリピン事務所の年次進捗報告1は2006年8月～2007年8月までの活動期間であるものの、作成日は2007年10月15日と遅れ、内容は質的には良いが、量的な指標に欠けると、中間評価で指摘されている。また、年次報告書2(2007年8月～2008年8月)も、2008年10月時点でまだ作成されていなかった²⁶。

報告体制については、ILOタイ/フィリピン事務所からILO本部に提出されているものの、外務省には届いていないものが数点あることが、現地調査にて判明した。提出書類については以下のとおり

- 年次進捗報告 2006年5月-2007年8月(外務省入手済)
- 中間評価報告(外務省・大使館ともに未入手)
- 年次進捗報告 2007年8月-2008年8月(外務省未入手)
- 最終報告(現地調査時ドラフトを入手)
- 最終評価報告(現地調査時ドラフトを入手)

また、既述の通り年次進捗報告1は2007年10月15日付けで作成されたと推測されるが、HSU/OCHAから外務省への報告書提出は2008年6月2日となっている。これはILOが本部経由でHSU/OCHAに報告書を提出していることもあり、現場とHSU/OCHAの間で修正等のやり取りで時間要した可能性もある。

なお、国連事務局はモニタリングには来ていないが、日本大使館は、中間評価会議(チェンライ)と最終評価会議(マニラ)に出席し、活動進捗を確認している。

3. 実施機関における適切性

(1) 実施機関にとっての UNTFHS を活用する長所と短所

現地調査で以下のような見解が得られた。

²⁴ 質問票

²⁵ この提言にそって改善されたかどうかは不明

²⁶ 中間評価報告

【長所】

- 他に同様のプロジェクトを支援するような基金はない²⁷。
- イヤマークされていないので使いやすい。生活支援・貧困対策に適している²⁸

【短所】

- プロジェクト開始が遅れ、IPが実質的に活動できたのは、1 年半程度であったため、成果が上げにくかった。²⁹
- 報告書提出が4カ月に1回、会計報告が3カ月に1回で、頻度が多い。英語で提出する必要から翻訳に時間がかかる。期限に間に合ったことがない。また会計フォーマットも複雑で作成するのに時間がかかる。会計報告を提出してから次の予算が届くので、活動にも影響がある³⁰。
- 当該課題については政府のキャパシティ・ビルディングも大いに重要であるにも関わらず、受益者への直接のサービス提供等がUNTFHSでは優先される³¹。

(2) 当該国において、UNTFHS による複数の機関や分野における取り組みの統合の推進は、現地援助事情に即して適切かつ効率的であるか

人身売買問題については UNIAP が国連機関の調整役を担っている。1 年間に数回 UNIAP によって国連や NGO などの会合が開かれ、進行しているプロジェクトや人身取引におけるケース等について、紹介や情報交換が行われる。しかしながら各機関の活動を統合したり調整したりするところまでは及んでいない。ILO と UNIAP との連携は、現時点では活動情報の共有や一般的な問題の情報交換で、今後 UNIAP の提案で、「金融危機のタイ国への影響と人身取引」という調査を合同で行うことが進められている。また IOM からは ILO とは情報交換程度で、みな自分たちのプロジェクトで忙しいため、実質的な連携は乏しい、といった意見が聞かれた。同様に、中間評価報告でも ILO と IOM はどちらも BATWC をカウンターパートにしているにも関わらず、責任分担が明確でなくつながりも弱いと、指摘されている。

また、一般的に連携が困難な理由として、UNTFHS は特に応募の締め切りが設けられていないため、逆に多機関合同の取組のためのコーディネーションを進める努力がなかなか進まない、といった意見もあった。

4. 被援助国における適切性

現地調査で以下のような見解が得られた。

²⁷ 現地インタビュー-ILO、NGO

²⁸ 現地インタビュー-ILO

²⁹ 現地インタビュー-FFW、SEPOM。最初の1年は準備期間、残りの2年も支払や手続きの遅延から十分に使えなかった。最終評価報告書にもステークホルダーからの意見として実質的に活動できた期間の短さが指摘されている。

³⁰ 現地インタビュー FFW、SEPOM

³¹ 中間評価報告、最終評価報告ドラフト。この短所については、UNTFHS の問題点として挙げられる。

【長所】

- 当該プロジェクトのような支援をする基金は今までなく、受益者を直接ターゲットにすること、政府のキャパシティ・ビルディングを同時に行ったのはありがたい。
- UNTFHSは使いにくいという印象はなく、ターゲットが限られておらず、幅広い人々を対象にできる点で優れている³²。

【短所】

- カウンターパート機関からILOに提出する報告書は英語で提出しなければならないが、タイ政府内ではタイ語で書類を通す必要があり、英語とタイ語の翻訳が非常に煩雑な作業になる。政府内の問題もあり承認までの時間が非常に長くなる³³
- プロジェクト開始が遅れ、カウンターパートが実質的に活動できたのは1年程度であった。

3-1-5 結果の有効性

1. プロジェクトの効果

(1) 当該案件の独自性

プロジェクト目的1の達成のために、NGO等の市民社会との連携を強化し、NGOが受益者への直接サービスを行うことを支援する、というアプローチをとっている。まず政府、NGO等の市民社会のアクターを含むステークホルダーを巻き込んだのコンサルテーションや調整会議をプロジェクト前半に複数回行っている³⁴。プロジェクト期間後半にはNGOへの資金面の支援が始まり、それ以降各IPが受益者に対し直接コンサルテーションをしたり、法律的な知識を伝えたりしている。受益者の中には職業訓練等を通し経済的自立を果たした人々もいる³⁵。IPのNGOはプロジェクト開始以前から同分野同地域で活動を継続している団体ばかりで、プロジェクトはそれらを有効に支援した、と言える。プロジェクト機関全般を通して、ILOは関連IPを集めてワークショップ等を行い、横のつながりの強化に努めた³⁶。

(2) 複数分野の取り組みは UNTFHS の政策目的達成にどの程度貢献したか

本案件は、被害者に対する心理社会的カウンセリング、医療支援、法的援助と権利の自覚等の福祉的な支援と、生計向上のための教育、技能訓練、職業紹介等の活動を行い、分野は多岐にわたっている。また被害者グループの組織化を通じたエンパワメントも行われている³⁷。こうした一連の働きかけを受け、受益者は以前持たなかった知識を得ることができ、

³² チェンライの元プロジェクトチーム

³³ 社会開発人間の安全保障省

³⁴ 進捗報告書1

³⁵ 現地インタビュー 受益者、最終報告書

³⁶ 最終報告書

³⁷ 進捗報告書1

再移住の誘いを断るケースなども報告されている。ただし経済的に成功した人の例はわずかで、その持続性も現時点では判断できない³⁸。

本案件がある程度の効果があったことから、プロジェクト終了後、当該案件と同様のプロジェクトがEUファンドによって支援されることが決定している³⁹。人身売買に対する取り組みは決まった形はなく、今回のILOプロジェクトは 1 つのモデルケースになる、という意見も聞かれた⁴⁰。

(3) 案件規模(予算・機関)は案件の効果発現に有効か

現地調査においては、ILO からの聞き取りで、比較的大規模な予算であるという発言を得たが、質問票では「十分でない」、その理由として「複数機関プロジェクトを行うには」「具体的に持続的な結果を受益者にもたすためには」と回答されている。また同様に中間評価報告でも、3 年のプロジェクトでも、通常ニーズ把握や準備に 1 年はかかり、実質的な活動は 2 年ほどになるため、本プロジェクトが目指す人身取引被害者の精神的な回復と経済的な再統合を実現するには十分ではない、と指摘されている。

(4) 当該案件と他の類似案件との間で連携もしくは重複はあったか

今回のIPとなったNGOは全て元来同地で活動を展開していた機関ばかりであり、UNTFHSからの支援により、その活動を継続・拡大することができたという面がある。また、TICWが確立したネットワークを本プロジェクトは上手く活用している⁴¹。

UNIAPは人身売買の国連機関連携プロジェクト(UN Inter-agency project)ではあるが、役割は調整とアドボカシーで、具体的なプロジェクトは行っておらず、その面での連携はない⁴²。その他、重複するような案件は、現地調査では確認しなかった。

2. 人間の安全保障の概念普及

(1) 当該案件はタイにおいて人間の安全保障の概念普及に役立ったか

タイ政府は、自国政策として人間の安全保障の実現を掲げており、タイ人だけでなく外国人被害者にも同様のサービスを提供している⁴³。またMSDHSは、人間の安全保障は「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」と認識しており、政府内にも 10 カ条があり(健康的な生活、水へのアクセス等)、今回のプロジェクトはそれに貢献している、という認識であった⁴⁴。

³⁸ 現地インタビュー受益者、ILO 最終評価報告

³⁹ ただし対象は日本からの帰還者が多い北部ではなく、ヨーロッパからの帰還者が多い東部(現地インタビューILO)

⁴⁰ 現地インタビュー 日本大使館

⁴¹ 中間評価報告、最終報告書

⁴² UNIAP ウェブサイト

⁴³ 現地インタビュー チェンライ元プロジェクトチーム、ILO

⁴⁴ 現地インタビュー 社会開発人間の安全保障省

(2) 実施機関関係者は UNTFHS を通じて人間の安全保障の概念について理解を深めたか

ILO内の概念普及については、コンセプトペーパー作成段階、コンセプトノート提出から承認を得る段階、プロジェクト実施段階において、理解を深めた、という回答を得た⁴⁵。

3. 日本のプレゼンス

(1) 人間の安全保障を推進する日本のプレゼンス

ILOタイ事務所の質問票への回答では、ILOスタッフ、政府、受益者がUNTFHSの主なドナーが日本であることを知っている、とのことであった。

現地で行った聞き取りでは、関係国連機関のうち IOM は UNTFHS/ILO プロジェクトの存在はある程度知っていたが、活動のファンドが UNTFHS であることは認識していないことを確認した。また、MSDHSとIPは、日本の支援であることを理解しているが、UNTFHSという名前は知らなかった。

(2) 当該案件における日本のプレゼンス

上記のとおり、MSDHS と IP は日本の支援であることを認識していることが、現地調査で確認された。

JICA「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト(2009-2014)」の案件概要表、事前評価表には UNTFHS 案件に関する記載がない。

日本側がプレゼンスを示した機会として、2007年8月に森山真弓衆議院議員(ILO活動推進議員連盟会長)がプロジェクトサイトを訪問した⁴⁶。また、ワークショップ開催時、日本大使館一等書記官が出席していた⁴⁷。

日本大使館との関係については、UNTFHSの予算で雇用したILOのインターナショナル・プログラムオフィサーがいた頃は、大使館とも頻繁な連絡があったが、当該人物が不在になって以来、連絡の頻度が減少したという意見が聞かれた⁴⁸。

3-1-6 教訓

1. 促進要因

促進要因として、以下が挙げられる。

- カウンターパートである社会開発・人間の安全保障省が積極的に関わっている。
- IPがすでに現地・同分野で実績のある機関ばかりである⁴⁹
- プロジェクトコーディネーターが積極的に関与し、独自のネットワーク等を活用するなど活動振興に大きな側面支援となった⁵⁰。

⁴⁵ 質問票

⁴⁶ 進捗報告書 1

⁴⁷ 進捗報告書 1

⁴⁸ 現地インタビュー 日本大使館

⁴⁹ 現地インタビュー FFW、SEPOM

⁵⁰ 現地インタビュー 社会開発人間の安全保障省、受益者

- チェンライ県のILOプロジェクトの事務所は政府と同じ建物の中にあり、良いコミュニケーションを保つための一助となった⁵¹。
- IPの多く(SEPOM以外)が自己資金を投入しており、プロジェクトに対するコミットメントの強さを示している(中間評価)
- POCHT-CRが、法律専門家を内部に置いたのは効果的⁵²であった。

2. 阻害要因

阻害要因として、以下が挙げられる。

- 非公式に帰国した帰還者に対するアクセスは情報不足や彼らが頻繁に住所を変えることから困難となっている⁵³。
- プロジェクト開始が遅れた。全ての理由は不明だが、重要な要因として地域レベルでの外国人スタッフの不在と、タイ事務所が長期にわたりプロジェクト担当者を任命できなかったことが中間評価であげられている⁵⁴。タイのナショナルプロジェクトコーディネーターは2007年9月に任命された⁵⁵。
- 政府機関による実質的な活動開始が遅れたため、本来はその効果が受益者への直接サービスに活かされるべきであったのが、実現していない。プロジェクト目標の効果的な達成のためには、今回のプロジェクトは両方を同時に行っているが、まず政府機関のキャパシティ・ビルディングを行い、その次に受益者サービス、という順番の方がより効果があげられたかもしれない⁵⁶。
- IPを使つての実質的な活動期間が約1年半と、非常に短かった⁵⁷。

3-2 難民及び現地コミュニティのための社会サービス／インフラ／リプロダクティブ・ヘルスの質の向上(トルクメニスタン)

3-2-1 プロジェクトの背景と概要

1. 背景

トルクメニスタンではソ連邦時代から20年以上にわたり、ニヤゾフ大統領による強権的な権威主義体制が続いてきた。1995年に永世中立国を宣言し、天然ガスなど豊富な天然資源を活かして近代的な首都の建設など独自の開発を進めてきた。2006年にニヤゾフ終身大統領が死去すると翌年の大統領選挙でベルディムハメドフが当選し、ニヤゾフによる極端な統治体制の改革に着手してきている。しかしながら、大統領を中心とした権威主義体制、

⁵¹ 現地インタビュー ILO

⁵² 中間評価報告

⁵³ 進捗報告書 1

⁵⁴ 中間評価報告

⁵⁵ 本コーディネーターはTICWプロジェクトのコーディネーターでもあり、一時期両方のプロジェクトに関わりながら9月からUNTFHSプロジェクト専属になった。現地インタビュー ILO、中間評価報告

⁵⁶ 中間評価報告

⁵⁷ 現地インタビュー 政府・NGO、最終評価報告

メディアの自由度の低さ(世界ワースト 3 位)、市民社会の未成熟(実質的に NGO は存在しない)といった社会システムに大きな変化はない。

このような政治体制の下、トルクメニスタンはタジキスタンとアフガニスタンから約 15,000 人の難民を受け入れている。うち 12,000 人はタジキスタンからで、多くがトルクメン人、またアフガン難民 1,200 名のうち 860 人が同じくトルクメン人である。タジキスタンからは内戦のため、アフガニスタンからはソ連によるアフガニスタン侵攻時代にイランに逃げそのまま 1994 年にトルクメニスタンに再定住した人々である。

難民の大半は恒久的にトルクメニスタンに定住することを希望しており、UNHCR はこれら難民のために地域への再定住を目指し、法的な解決や、生活レベルの向上を支援してきた。2005 年には 11,000 人の難民がトルクメニスタンの永住権を獲得し、地域社会への統合ニーズが高まった。

元難民の社会再統合(Reintegration)のためには法的な措置のみでなく、地域に統合されるプロセスが重視される。難民が周辺住民と同様の生活レベルを保ち、自立し、コミュニティに何らかの貢献を行えるようになることが重要である。積極的な経済活動を担うことがコミュニティにも受け入れやすい。また、支援も難民だけを対象とするのではなく、受入コミュニティの住民も対象とすることも求められるケースが多い。このため、UNHCR ではトルクメニスタンにおける難民の社会再統合のために、難民のみではなくコミュニティに対しても支援を行うというアプローチをとっている。難民が地域にとって負担ではなく財産であるとコミュニティから見られることが、再統合が成功に導かれる鍵となる。

元難民の大半はレバプ州、マルィ州、アハル州の都市から離れた遠隔地に定住し、政府に割り当てられた土地で農業を営み生計を立てている。難民を受け入れている地域では社会インフラや公共サービスの提供が非常に乏しいことが共通している。いくつかの再定住地では、飲料水、農業用水含め水のインフラの新設あるいは修復が急務となっているとともに、収入創出のための職業訓練やリプロダクティブヘルスサービスの向上も必要となっている。

2. プロジェクトの概要

プロジェクトの概要を以下に示す。

表 3-2 プロジェクト概要(トルクメニスタン)

案件名	難民及び現地コミュニティのための社会サービス/インフラ/リプロダクティブ・ヘルスの質の向上	実施国	トルクメニスタン
実施期間	2006年11月～2009年10月(3年)	予算	US\$1,202,873. ⁵⁸ うち、UNHCR; US\$691,284 UNFPA; US\$511,589
実施機関	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 国連人口基金 (UNFPA)	カウンターパート	保健・医療産業省、社会福祉省、教育省
関係機関	青年組合、女性組合、国立予防医学・AIDS 統制センター、州及び地区レベルの行政機関		
裨益者	トルクメニスタンにおける元難民/新市民		
上位目標	地域における統合プロセスを通じて、避難民化の結果としての不確実性や脅威の要因を極小化する。		
目的・成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 難民及び受入コミュニティのための社会サービスやインフラへのアクセスが改善する。 2. アハル、マリ、レバプ州における対象定住地の難民の社会経済的エンパワメントが促進される。 3. 対象地域において、青年女子に重きを置いた最新のリプロダクティブ・ヘルス規範が実践される。 		
活動	<p>UNHCR による活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全な水の確保 ● 道路建設 ● 診療所の建設・修復 ● 青年・成人の難民を対象とした職業訓練の実施 ● 作業所の建設・設置 ● 女性、男性、子供を対象とした性暴力(SGBV)、HIV/AIDS、生活スキルにかかわる訓練 <p>UNFPA による活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女児センターの開設と機材整備 ● 青年男子女子を対象としたリプロダクティブ・ヘルスにかかわる訓練 ● 保健センターやリファラル病院に対する必要な医療・通信機器の整備 ● 医療サービス提供者の訓練コースの実施 ● 中等教育校へのリプロダクティブ・ヘルスの教訓の紹介 ● IEC/啓発キャンペーンのためのモバイルクラブの設立 		

3-2-2 活動実績と成果達成度

1. 活動実績

活動実績については、実施機関である UNHCR と UNFPA が別個にまとめていることから、以下では実施機関ごとに記載する。

⁵⁸金額は UNHCR/UNFPA による報告書の数字。外務省の出している数字では US\$1,236,598。

(1) UNHCR の活動実績

UNHCRはこれまでに以下の活動を実施した⁵⁹。

- 職業訓練所の設置(レバプ州 11 か所、マルイ州 4 か所)
- 職業訓練(縫製、溶接、会計、コンピューター)の実施(レバプ州とマルイ州)
- 女性・男性・子供を対象とした性暴力(SGBV: Sexual and Gender Based Violence), HIV/AIDS にかかわる研修の実施(3 州で、実施回数 40 回)
- 学校等への給水タンクの設置(レバプ州 2 か所、マルイ州 8 か所)
- 道路修復(レバプ州とマルイ州の 4 か所)
- クリニックの改修(レバプ州とマルイ州の 10 か所)

(2) UNFPA の活動実績

UNFPA は以下の活動を実施した。

- リプロダクティブ・ヘルスにかかわる研修を、家庭医と看護師、産科・婦人科医対象として実施(レバプ州とマルイ州、3 日間研修を 29 回、合計 396 人)
- HIV/AIDS と性感染症予防にかかわる研修を、家庭医と看護師、産科・婦人科医を対象として実施(レバプ州とマルイ州、3 日間研修を 25 回、合計 375 人)
- 安全な母性と出産関連の緊急対応にかかわる研修を、新生児担当医、集中看護担当者、麻酔医、婦人科医、外科医を対象として実施(レバプ州とマルイ州、3 日間研修が 12 回、5 日間研修が 20 回、合計 445 人)
- 青少年向けの HIV/AIDS と性感染症予防、リプロダクティブ・ヘルス、衛生と栄養にかかわる研修を実施するための、講師研修(TOT: Training of Trainers)の実施(レバプ州とマルイ州、6 日間研修を 3 回、合計 45 人)
- 青少年・少女センターを既存保健施設や学校に設置、施設の修復(レバプ州 45 か所、マルイ州 24 か所)
- リプロダクティブ・ヘルスにかかわる研修を、青少年・少女に対して実施(レバプ州 5,070 人、マルイ州 2,727 人)
- コンピュータースキル教授にかかわる TOT の実施(レバプ州とマルイ州、6 日間研修を 2 回、合計 23 人)。
- コンピューターの研修を青少年・少女に対して実施(レバプ州 30 回・660 人、マルイ州 16 回・336 人)
- リプロダクティブ・ヘルス、性感染症予防、HIV/AIDS にかかわる啓蒙キャンペーンを、UNHCR と共同で実施(レバプ州とマルイ州、4 回、400 名)
- クリニック強化のために、病院に対して医療機器と通信機器を供給。また家庭医に対して自転車と診断用靴を供給。(レバプ州 19 病院、マルイ州 9 病院、自転車 90 台、診断用靴 90 セット)

⁵⁹ 現地調査にて UNHCR から入手した活用概要表

UNFPA によると、保健医療サービス供給者への研修は、WHO が推奨する最新の臨床プロトコルに従って行われた。

2. 成果達成度

(1) 成果 1 の達成度(難民及び受入コミュニティのための社会サービスやインフラへのアクセスが改善する)

イ 安全な水へのアクセスの改善

進捗報告書によれば学校等に給水タンクを設置したことにより、マルイ州とレバプ州で学童並びに対象コミュニティの住民(受益者合計 15,109 人)が安全な水へアクセスできるようになった。また、そのインパクトとして水生感染症の減少にもつながった。現地調査では、マルイ州の対象村落にある学校の給水施設を訪問した。給水施設は近隣にある地下水を利用した貯水タンクから導水しているものであり、調査時点においても設備に問題はなく、学校の生徒に加えて、周辺住民(元難民を含む)も利用できるとのことであった。周辺住民の家庭には水道はない様子であり、給水施設は学校のみならず周辺コミュニティ全体への便益にもつながっていると見られる。

ロ クリニックの改修

UNHCR によれば、クリニックの改修により、マルイ州とレバプ州で、合計 11,830 人が便益を受けた。現地調査では、両州のクリニックを各 1 箇所訪問した。これらのクリニックについては、UNTFHS プロジェクト以前から UNHCR により支援を受けていたが、本プロジェクトにより施設の修復や機材(コミュニティ巡回用の自転車等)が供与された。クリニックに勤務する医療従事者からは、プロジェクトにより医療サービスの改善につながったという話が聞かれた。

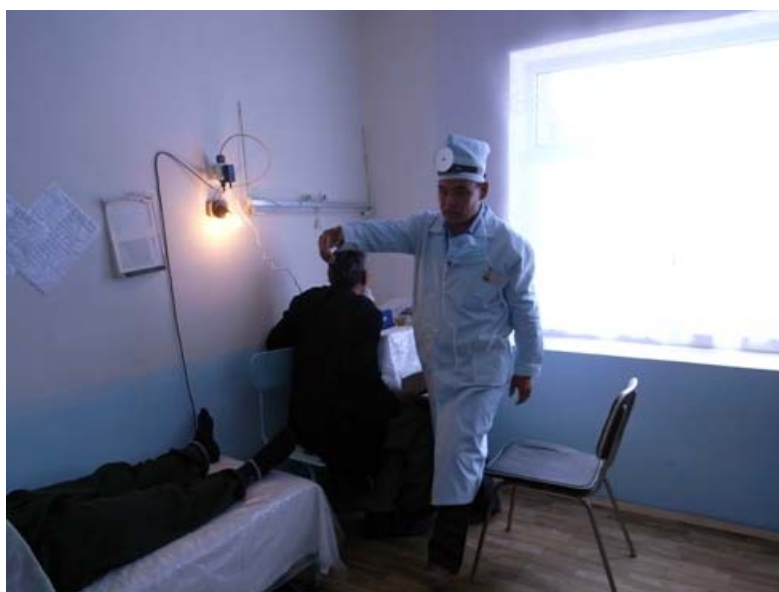


写真: 改修されたクリニック(レバプ州)

ハ 道路整備によるアクセスの改善

道路修復により、マルイ州とレバプ州で、元難民及び受け入れコミュニティの人々が村の中心の学校や市場までの移動することが容易になった。UNHCR によれば、受益者の合計は 7,338 人。

(2) 成果 2 の達成度(アハル、マルイ、レバプ州における対象定住地の難民の社会経済的エンパワメントが促進される)

イ 職業訓練による経済的エンパワメント

UNHCR によれば、ワークショップを含む職業訓練所建設によって、マルイ州とレバプ州で合計 10,125 人が便益を受けた。職業訓練の実施によって、マルイ州とレバプ州で、合計 198 人が研修を受け、縫製や溶接等の職業スキルを身につけた。現地調査では、両州にあるいくつかの職業訓練施設を訪問した。縫製や溶接のワークショップを見学したが、供与された機材の状況は良好であり、日常的に活用されているとのことであった。また、訓練生である学生や地域住民は二部制の学校の空き時間に訓練を受けているようで、学ぶ姿勢は総じてまじめであった。ただし、生産した製品が実際に販売されており、職業訓練を受けた人たちの収入向上につながっているか否かは不明瞭であった。



写真: 縫製のワークショップ(レバプ州)

ロ 社会問題にかかわる知識の普及

UNHCR によれば、SGBV-HIV/AIDS の訓練によって、元難民、受入コミュニティ住民、政府職員の合計 325 人が研修を受け、SGBV や HIV/AIDS にかかわる知識が向上した。政府としてはこの成果を活かして研修を拡大させたいという意向を持っている。

(3) 成果 3 の達成度(対象地域において、青年女子に重きを置いた最新のリプロダクティブ・ヘルス規範が実践される)

対象各州において青年センター(Adolescents' Centre)が設置され、IT や通信機材が整備され、教育用の視聴覚機材(テレビ、ビデオ 46 セット)が整備された。また、訓練された保

健医療サービス提供者により、リプロダクティブ・ヘルスにかかわる住民への教育も実践されている。現地調査ではマリ州とレバプ州にあるいくつかの青年センターを訪問した。センターには家族計画や栄養改善について指導員が教材(他プロジェクトで政府と作成したものを含む)や実習を活用して青少年に指導していた。生徒たちの学ぶ姿勢は総じてまじめであった。

これらの結果によりマリ州では、第三次医療施設にリファーされる女性の数が劇的に減少した(年間20人以下)という発言が政府関係者からあった。なお、UNFPAによれば、マリ州で75%、レバプ州で80%以上の女性と青年が近代的避妊にかかわる知識を得たとのことである。

その他、プロジェクトの直接の成果ではないが、プロジェクトの影響を得て、保健医療産業省は青年層へのリプロダクティブ・ヘルスにかかわる新しい規範を開発している。また、UNFPAと教育がアドボカシーを行った結果、2008年から中等教育で「健康的な生活スタイル」という授業が義務化され、さらにUNTFHSプロジェクトで使用された教材が、当該授業の教材作りのために活用されている⁶⁰。



写真: 青年センターでのリプロダクティブ・ヘルス教室(レバプ州)

現地調査にて訪問したセンター等では修復後の建物、給水設備、マシン、コンピューター等の機材、教材等が確認できた。また、指導員や生徒の真摯な取組も見て取れた。ただし、調査団所感として、現地調査サイトでは、全て先方政府のアレンジで良い側面のみが見せられている感があり、実際の活動状況や受益者の能力強化についての達成度については、今回の訪問先の様子のみで判断することは適切とはいえない。

⁶⁰ UNFPA

3-2-3 目的の妥当性

1. 開発ニーズや政策的枠組みとの整合性

(1) 当該国の開発政策と現場のニーズ

2005年に採択されたトルクメニスタンの国家計画「2020年までのトルクメニスタン経済・政治・文化発展戦略」(National Strategy of Economical, Political and Cultural Development of Turkmenistan to 2020)では、優先課題として1)先進国並みになること、経済的独立と治安の確保 2)一人当たりの生産性の向上 3)大型投資を引き込み、産業施設建築を増加させる、という3点を挙げている。また、難民に対しては、保健・教育・社会福祉のあらゆる面で、トルクメニスタン国民と同様の便益を与えるとしている⁶¹。その他、保健・医療産業省は、トルクメニスタン政府は、難民を含む人々の健康上の問題を、人権、安全保障(Security)の観点から重視しており、保健分野の改革を進めている⁶²。

現地ニーズについて、プロジェクト対象地域のレバプ州、マリ州、アハル州は、難民の大半が居住している地域で、遠隔地に位置する。僻地にある彼らの居住地では社会インフラが非常に乏しく、道路、安全な水、教育、保健医療へのアクセス改善が急務となっていた⁶³。

またリプロダクティブ・ヘルスへのニーズについても、2005年に対象地域で実施されたUNFPAによる家族計画調査報告書では、リプロダクティブ・ヘルスにかかわる女性の認知度を向上するとともに、婦人科にかかわる医療従事者の質的改善が提言されている⁶⁴。

(2) 日本の対トルクメニスタン援助政策

2003年のODA大綱では、「人間の安全保障の視点」が盛り込まれた。また、2005年のODA中期政策においても「人間の安全保障」の視点の重要性が強調されている。

2008年ODA白書によると、日本のトルクメニスタンに対するODAの基本方針として当面は以下を重点としている⁶⁵。1)環境:公害防止、資源開発、上下水道整備、2)農業:農業セクター強化、水問題、土壌保護、3)基礎社会サービス:教育、保健医療、社会保障、公共サービスの改善。

2. UNTFHS ガイドライン(概念部分)との整合性

(1) トルクメニスタン政府の開発政策

2007年に当選した現大統領が同年に「人間の安全保障を確保する」旨の演説を、議会で行っており、トルクメニスタンでは人間の安全保障は重視されている⁶⁶。また、当該プロジェクトにおける保健医療サービスの拡大と教育機会の拡大などを統合した人間の安全保障の

⁶¹ 現地インタビュー 保健省、教育省、社会保障省。ただし政府の話では教育も医療も無償、ということだったが、UNHCRとUNFPAによると実際には正規のルートではない支出が必要であったり、購入すべきものがあつたりして、市民(難民も)の負担はゼロではない。

⁶² 現地インタビュー 保健・医療産業省

⁶³ UNHCR ウェブサイト、現地インタビュー UNHCR

⁶⁴ UNFPA, 2005

⁶⁵ 政府開発援助(ODA)国別データブック 2008

⁶⁶ 現地インタビュー 社会保障省

アプローチは、トルクメニスタン国大統領の政策とも合致しており感謝されている⁶⁷。その他、トルクメニスタン政府が難民に対して定住(Local Integration)を推進し積極的に支援していることは、難民と地域住民との社会統合を進める人間の安全保障のアプローチに一致するものと言える。

(2) 実施機関援助方針

UNHCRは近年難民問題への取り組みとして、受け入れコミュニティにも積極的な支援を行うことを重視している⁶⁸。人間の安全保障のアプローチも、具体的で持続性のある支援として難民と地域住民との社会統合を進めるものであり、方向性を同じくすると言える。UNFPAは、女性のエンパワメント、性殖に関する健康と権利の促進を提唱することを組織目的としている⁶⁹。また人間の安全保障も暴力・差別等に苦しむ人々のエンパワメント、医療保健へのアクセスの改善というアプローチを重視しており、UNFPAの方針と一致すると言える。

3-2-4 プロセスの適切性・効率性

1. UNTFHS ガイドラインの手続き

(1) UNHCR

現地調査において、効率的でないという意見がきかれたのは、会計フォーマットについてである。UNHCR と UNFPA はそれぞれ個別の管理フォーマットを使用しており、それを UNTFHS が求めるフォーマット(UN 本部フォーマット)に適合させることは困難で、会計報告に時間を要する要因ともなった、ということであった。UNTFHS の会計フォーマットは概略のみが記載されるのみであるため、報告書を読む側が個別の活動内容が理解しづらいのではないかと、という意見もあった。また、年間の予算において、間接経費の扱いをどのように報告書に反映させるのか、なかなか理解できなかったという意見も聞かれた。

ただし、質問票では、手続きについて「適切」という回答となっている。

(2) UNFPA

UNHCRと同様に、現地調査にて、会計フォーマットが自団体とUNTFHSが求めるフォーマットが異なることで作業が煩雑になる旨の意見があった。

2. 申請・審査・承認、モニタリング評価、報告体制

(1) 申請・審査・承認プロセス

申請関連の日付は以下のとおりである。

- コンセプトペーパー提出日:2004年12月1日
- フルプロポーザルが現地事務所にて作成された日:2005年12月13日
- フルプロポーザルの UNOCHA から日本政府への提出日:2006年8月16日

⁶⁷ 進捗報告書 2

⁶⁸ UNHCR ウェブサイト

⁶⁹ UNFPA ウェブサイト

- 日本政府が承認した日: 2006年8月31日
- 実際のプロジェクト開始日: 2006年11月1日

コンセプトペーパー作成過程について、UNHCRの現担当官はフルプロポーザル作成時点から現場事務所に勤務し始めたため、作成時には不在であり、その過程についてはほとんど理解していないとのことであった。また、コンセプトペーパー提出からフルプロポーザル承認までに1年以上かかったのは、事務所代表が交代したこともあり、主に現場事務所と本部事務所でのやりとりに時間がかかったため、という回答を得た⁷⁰。

(2) 実施機関のモニタリング評価、報告体制

モニタリング評価については、申請書によると、各年始に全 IP と年間活動計画と当該年のモニタリング評価計画について確認し、IP は 4 半期に一度会計報告、半年に一度活動報告を UNHCR と UNFPA に提出する、また UNHCR と UNFPA は計画と実際の成果のギャップ等について確認することになっている。その他、UNHCR と UNFPA はそれぞれサイト訪問を行いその際にはアナウンスすると同時に、両機関でのサイト訪問も実施し、プロジェクトチームは月に一度会合を持ち現状確認と必要な見直しを行う、国連開発枠組(UNDAF)関連のプロジェクトについては UNDAF モニタリング評価グループにも通達される、とされている。評価については、プロジェクト開始後 18 カ月の時点で中間評価、プロジェクト終了後に最終評価を UNHCR と UNFPA が行う、と定められている。

進捗報告によると、資金支払いの条件とすることで、IP からは四半期毎に会計報告が提出されている。UNHCR の事業モニタリングは基本的にプロジェクトスタッフが行っているが、ジュネーブ本部からシニア職員が一度モニタリングに参加している。UNFPA はマルィとレバプの女性センターにおいて、月 1 回以上の定期的なモニタリングを現場スタッフが実施し、州政府のカウンターパートとその結果を共有している。中間評価は 2008 年 5 月に行われ、UNHCR、UNFPA、日本大使館が参加している。現時点(2009年11月)では最終評価のみが未実施である。また、トルクメナバット市役所によると UNHCR、UNFPA とは良い協力関係を築いており、定期的なプロジェクトモニタリングが行われているとのことであった。

年次進捗報告書はこれまでに二度提出されている。進捗報告 1 は、2006 年 11 月～2007 年 10 月の活動期間のもので、2008 年 1 月 16 日付けで HSU/OCHA から外務省へ報告書が提出されている。進捗報告 2 は、2008 年 1 月～2008 年 12 月の活動期間で、2009 年 5 月 7 日付けで HSU/OCHA に一度提出され、同年 7 月 27 日に再提出されており、HSU/OCHA から外務省への提出は同年 7 月 29 日となっている。

(3) 国連事務局及び日本のモニタリング評価

2008 年 5 月に日本大使館職員も参加し、UNHCR/UNFPA 合同で、レバプ州にて評価ミッションが実施された。

⁷⁰ 現地インタビュー UNHCR

3. 実施機関における適切性

(1) UNTFHS の長所と短所

現地調査で得た、UNTFHS の長所と短所に関する意見は以下のとおりである。

【長所】

- 他の基金ではできない支援ができています。実際、対象地区にとっては本事業が最初の大規模な支援である⁷¹。
- 他のプロジェクトと比べて、比較的長期間のプロジェクトであり、目に見える成果が確認できる⁷²
- 遠隔地での支援を行うことができ、地域の支援格差是正に貢献できた⁷³
- 比較的規模の小さい国連機関現地事務所の場合、基本予算(Regular Budget)が少ないため、そうした状況の中ではUNTFHSは大きな規模の支援となる⁷⁴
- UNTFHSプロジェクトを通じて、多様な分野における支援が可能になった。支援分野に柔軟性があるのが良い⁷⁵。

【短所】

- 実施機関UNHCRとUNFPAはそれぞれ個別の資金管理フォーマットを使用しており、それをUNTFHSが求めるフォーマット(UN本部フォーマット)に適合させることには困難があった。会計報告に時間を要する要因となる⁷⁶

(2) 複数の機関や分野における取り組みの統合の推進は、現地援助事情に即して適切かつ効率的であるか

本プロジェクトでは、以下のような複数機関の連携が実践された。

- 2008年にWHOがSGBV・HIV/AIDS・生活スキル研修に参加し、結核とマラリア対策にかかわるコンポーネントを担当するとともに、教材やポスターを提供した。
- SGBV・HIV/AIDSではAIDSプログラムと連携を執った。
- 保健分野ではUNFPAはUNICEFと連携した。
- 安全な水及び保健分野ではUNICEF、WHO、赤十字・赤新月社と協働した。
- 法務関係ではUNDP、米国弁護士協会(American Bar Association: ABA)と協働した。
- UNFPAの女性センターにおけるコンピュータートレーニングの活動においてUNDPのプログラムで育成されたマスタートレーナーが協力した。

⁷¹ 現地インタビュー UNHCR、UNFPA

⁷² 現地インタビュー UNHCR

⁷³ 現地インタビュー UNHCR、UNFPA

⁷⁴ 現地インタビュー UNHCR

⁷⁵ 現地インタビュー UNHCR

⁷⁶ 現地インタビュー UNHCR、UNFPA

一方で複数機関の取組を「必須」とすることについては、トルクメニスタンのような国では適切とは言いがたい場合があるという意見もあった。トルクメニスタン政府は、国連機関すべてに年間活動計画を政府に提出し承認を受ける義務を課している。複数機関でのプロジェクトを行うには追加的な手続きが必要になり、結果、準備が煩雑になる。本プロジェクトの主たる機関であるUNHCRは活動の性格上「計画」が立てられないことから、政府の要求は他機関に比べて少なく比較的動きやすいという利点はあるものの、一般の国連機関にとってはこのような国での複数機関プロジェクトは効率性に課題が残ると言える。またニーズに応えるために複数分野に介入するのが適切な場合にも、UNCHRのような機関の場合は複数分野支援を単体で行うことができるので、複数機関を大前提とする必要はないのではないか、という意見も聞かれた。⁷⁷

4. 被援助国における適切性

(1) UNTFHS の長所と短所

現地調査で政府機関等から聞き取ったUNTFHSの長所は以下の通りである。短所は指摘されなかった。⁷⁸

【長所】

- 活動が大規模である。他の支援団体も多くあるが 3 年間でここまで大規模なものは初めてである⁷⁹。
- 活動が長期間である。今まで他のプロジェクトでは短期的な支援しかできなかったところUNTFHSプロジェクトでは 3 年という長期的な支援が可能であった⁸⁰。
- 中央ではなく地方を対象にした点に感謝している。従来、トルクメニスタンの開発、支援は首都に集中してきた傾向があるが、今回のプロジェクトは遠隔地のマリイ等を対象に長期的支援が行なわれた⁸¹。

(2) 複数の機関や分野における取り組みの統合推進は現地事情に即して適切かつ効率的であるか

現地調査では、UNHCR、UNFPA の両機関とも案件形成・モニタリング全ての段階で、関係政府部署との連絡連携を密にしていることが確認された。一方で複数機関の取り組みについては、政府側は各レベルで、合同プロジェクトについての認識が異なることがわかった。

中央政府レベルでは、UNHCRとUNFPAの協働というよりは複数分野における支援、という捉え方をされている。保健・医療産業省と教育省は、UNHCRとUNFPAは別々に活動しているとの認識を持っている。省庁間の調整については、各省庁や議会メンバーが3ヶ月に一度参集する関係機関合同会議(Inter Agency Committee、UNTFHSに特化したものでは

⁷⁷ 現地インタビュー UNHCR

⁷⁸ 実際には何らかの短所に気づいていたかもしれないが、「全てにおいて問題はない」と主張するトルクメニスタン政府の特徴から、マイナス面については中央・地方ともに語られなかった。

⁷⁹ 現地インタビュー保健・医療産業省、マリイ州政府、レバプ州政府

⁸⁰ 現地インタビュー マリイ市役所

⁸¹ 現地インタビュー マリイ市役所

ない)があり、そこで情報の交換等が行なわれているが、本プロジェクトに特化してUNHCR、UNFPAと保健・医療産業省あるいは教育省が三者合同でコーディネーションを行うことはなかった⁸²。

また地方政府レベルでは、コーディネーター(政府役人)レベルでは複数機関によるプロジェクトであることが認識されているが、より下位になると、自分の担当事項のみの機関と関わっているように見受けられた⁸³。マリイ市役所のコーディネーターは両機関とともに非常に良い連携関係を築き、児童基金や女性組合等と協働してきたと発言しており、複数機関のプロジェクトへの認識と、良好な関係が示唆された⁸⁴。一方でトルクメナバット市役所の保健担当官は、「UNFPAのプロジェクトしか認識していない」と発言しており⁸⁵、複数分野の取り組みが十分に共有されていない様子が伺えた。

なお、複数分野における支援自体は、政府から感謝されている⁸⁶

3-2-5 結果の有効性

1. プロジェクトの効果

(1) 案件の独自性

NGOとの協働についてはUNHCRとUNFPAで関わり方が異なる。UNHCRは、活動のうち建物修復などはIPに委託契約し、職業訓練等の計画や実施については、UNHCR、政府、IP、受益者が協議を行い決定している。IPは、研修コースの実施や人材育成の実施時に加わっている様子は見られるものの、政府の意見が強い政治文化の中で、IPがどの程度プロジェクトに主体的に関わったかは明確ではない。またレバプ女性団体WOLV (Woman Organization of Lebap Velayat)のように計画通りに活動ができなかったことからUNHCRに契約を途中で打ち切られたIPもあった。物資調達に国内調達で規定に定められた方法に従って公示に出している⁸⁷。UNFPAはNGOとは協働していない。トレーニングは全てUNFPAが中央で承認された計画を基にUNFPAのトレーナーが講師となって行われ、金銭面でも全てUNFPAが管理している⁸⁸。また、車両や機材等の物資調達は全て国連の調達機関を通じて行っている。

なお、トルクメニスタンでは政府が認める純粋な NGO は非常に少ない。IPのうち、NGOはケイクオカラ(Keik Okara)のみで、WOLV とトルクメニスタン子供のための基金(National Children Fund of Turkmenistan、Youth Unionの下部組織)は、実態としては政府組織(Governmental Organization: GO)である。このため、市民社会との協働という点は、実質的な効果が測りがたいのが実情である。

⁸² 現地インタビュー 保健・医療産業省

⁸³ 現地調査

⁸⁴ 現地インタビュー マリイ市役所

⁸⁵ 現地インタビュー トルクメナバット市役所

⁸⁶ 現地インタビュー マリイ 州政府・レバプ政府

⁸⁷ UNHCR 現地代表聞き取り

⁸⁸ UNFPAによる他のプロジェクトにより育成されたマスタートレーナーを活用している。

(2) 複数の機関や分野における取り組みの統合推進は、UNTFHS の政策目的達成にどの程度貢献したか

地域住民の安全な水へのアクセス増加、医療へのアクセス改善、栄養やリプロダクティブ・ヘルスの知識獲得、職業訓練による収入機会の増加、等、生活基盤がより安定することにつながるものと解釈できる⁸⁹。

(3) 案件規模(予算、期間)は、案件の効果発現に有効か

規模については、比較的肯定的な意見が多い。州政府とUNHCRからは、従来の支援と比べて長期間の支援が可能であったこと、また小規模な国連オフィスにとっては比較的大きな規模のプロジェクトであるという意見が聴取できた⁹⁰。またUNFPAにとっても、同機関の同国での年間の経常予算は 60 万ドルであり、これに比較するとUNTFHSのUNFPA割り当ては一年当たり年間予算の 3 割ほどに当たる大きな予算である。この予算は本UNTFHSプロジェクトの活動を行うに当たって十分な額であったという意見であった⁹¹。

(4) 当該案件と他の類似案件との間で連携もしくは重複はあったか

現地調査における行動はUNHCR及びUNFPA、そしてトルクメニスタン政府で事前に決められたものに沿わざるを得ず、類似案件との重複については、現地調査では確認できなかった。連携については、UNHCRは他のプロジェクトで修復した施設を本プロジェクトの活動にも活かしている、UNFPAも経常予算で行っているリプロダクティブ・ヘルスの活動と本プロジェクトの間でリソースの活用を行っているなど、他プロジェクトのリソースを活用する工夫が見られた。⁹²

2. 人間の安全保障の概念普及

(1) 当該案件はトルクメニスタンにおいて人間の安全保障の概念普及に役立ったか

トルクメニスタンでは、現大統領が当選した 2007 年から人間の安全保障を新たなアプローチとして取り上げられている。多様な省庁や援助機関が集まる関係機関合同会議などでも人間の安全保障が話題に上がることがあり、現地インタビューの際の政府の反応からも人間の安全保障という言葉は政府内に浸透しているように見受けられた。ただし調査団所見として、政府側の説明からは、人間の安全保障と人権等を特に区別できていないという印象を受けた。また大統領が人間の安全保障を掲げている背景には、現大統領が元保健相でもあり、保健医療にかかわる様々な問題を「人間の安全保障」という言葉で表して曖昧にしているという面もある⁹³。

⁸⁹ 現地調査

⁹⁰ 現地インタビュー マルィ、レバプ市役所、UNHCR)

⁹¹ UNFPA への聞き取り

⁹² 現地インタビュー UNFPA、UNHCR

⁹³ 現地インタビュー UNCHR、UNFPA

なお、UNTFHSプロジェクトの資金源が人間の安全保障基金であることの認識は、中央政府レベルではなかった⁹⁴。以上のことから、当該案件とトルクメニスタンにおける人間の安全保障の概念普及とのつながりは、現地調査では確認できなかった。

(2) 実施機関関係者は UNTFHS を通じて人間の安全保障の概念について理解を深めたか

UNHCRは、コンセプトノート提出まで、またプロジェクトの実施を通じて、人間の安全保障の理解が深まった、という回答であった⁹⁵。

3. 日本のプレゼンス

(1) 当該案件を通じて人間の安全保障を推進する日本のプレゼンスはどの程度トルクメニスタン政府、裨益者、現場実施機関関係者に理解されているか

現地調査によって、トルクメニスタン政府の中ではプロジェクトの資金源についての関心が低く、UNTFHS の存在が認識されていない様子が見受けられた。受益者とIP からはこの点については、聞き取れていない。

(2) 当該案件において日本のプレゼンスはどの程度確認できるか

実施機関であるUNHCRはウェブサイトにおいて本案件のプレスリリースを掲載し、その中で「日本により支援されたUNTFHS」という説明がされている。同様の記事がウェブニュース「Central Asia」にもある⁹⁶。日本大使館の職員が合同モニタリングミッションに同行している⁹⁷。

ただし、政府レベルではドナーが日本であることの認識が非常に低いことが、現地調査で明らかになった。まず中央政府では、基本的に本プロジェクトの資金源がどこであるか等については、全く注意を払っていない⁹⁸。これは本プロジェクトに限らず、国連機関が行う全ての活動について当てはまるように見受けられた。また教育省はUNTFHSが教育省関連のプロジェクトを支援していることは知っているが、どの活動がUNTFHSプロジェクトに当たるかまでは理解していない⁹⁹。一方、地方政府は全て日本資金であることを「知っている」という回答であったが、日程的に中央省庁の後に地方政府を訪問したため、中央省庁との全ての会合に同席していたトルクメニスタン外務省から直前に情報が届いていた可能性が大きい¹⁰⁰。

⁹⁴ 現地インタビュー保健・医療産業省、社会保障省、教育省

⁹⁵ 質問票回答 UNHCR

⁹⁶ <http://www.newscentralasia.net/Regional-News/139.html>

⁹⁷ 進捗報告書 2

⁹⁸ 現地インタビュー 中央各省庁

⁹⁹ 現地インタビュー 教育省

¹⁰⁰ 現地調査

3-2-6 教訓

1. 促進要因

特殊な政治事情から、ほぼ全ての段階で政府が積極的に関与しており、オーナーシップ意識は高く、プロジェクトをよく理解している¹⁰¹。

その他、UNFPAスタッフはリプロダクティブ・ヘルスの情報を普及させるに当たり、地元コミュニティの構造、民族文化的特性、家族の価値観等に特別の配慮を行った。また現場で使う教材について日々改善の努力をしている¹⁰²。

2. 阻害要因

政治社会状況面の困難は以下のとおりである。

- 通貨交換レートが安定しておらず、物価(調達コスト)も安定していない。一方で車両や機材の一部は政府により統制されており調達が困難である¹⁰³。
- インフラ整備に関して現地業者の数が少ない¹⁰⁴。
- 現地へのモニタリングに際して通行許可を得る必要があるなど、政府による制限が厳しい¹⁰⁵。このため、特に急を要する対応には支障をきたすことがある。
- トルクメニスタン政府は統計データを提供したがない¹⁰⁶。
- レバブ州では機材調達に当たっての通関業務で州政府が 10%の手数料を要求してくることがあった。最終的には払わなかったが、手続きが遅れることとなった¹⁰⁷。
- IPのWOLV(GO)は計画通りに活動ができなかったことから契約を打ち切らざるをえなかった¹⁰⁸。
- 汚職が蔓延していることから、実施機関 UNHCR、UNFPA 共に政府や IP との協働については資金の扱いの点で注意を要した。
- また、UNOCHAとの関係では、ガイドラインの最新版の存在を知らなかったために、報告書作成時に非効率が生じている。UNHCRとUNFPAからの話では、進捗報告 2 を提出したところ、UNOCHAから改訂されたガイドラインに合わせて書き直すように要求され、両機関は書き直しのためにさらに時間をかけ、その結果予算の到着が遅れ、プロジェクト実施に遅れが生じたということであった¹⁰⁹。ガイドライン最新版の周知徹底についての課題を残すと言える。

¹⁰¹ 現地調査

¹⁰² 進捗報告書 2

¹⁰³ 進捗報告書 1。ただし、2008 年 1 月に「闇レート」が「商用レート」の形で固定され、同年 5 月には「公定レート」と「商用レート」が統一されて、新「公定レート」は固定レートとされた。

¹⁰⁴ 進捗報告書 1

¹⁰⁵ 進捗報告書 1

¹⁰⁶ 進捗報告書 2

¹⁰⁷ UNHCR 現地代表への聞き取り

¹⁰⁸ UNHCR 現地代表聞き取り

¹⁰⁹ 現地インタビュー UNHCR、UNFPA

3. その他

トルクメニスタンは非常に特殊な国であると言える。政府は「トルクメニスタンでは、全てうまくいっている」というのが基本姿勢であり、国内に「問題」があることを認めようとはしない¹¹⁰。前政権のときはそれが非常に強かったようである。特に教育分野等については外部からの介入をよしとしない方針を貫いており、国連機関等も教育分野では具体的な活動ができていない¹¹¹。ただし保健分野はその性格上比較的受け入れられやすく、本案件の前にUNFPAがSGBVのプロジェクトを実施している。本案件はそれを突破口として形成され、水・衛生やリプロダクティブ・ヘルス、HIV、SGBV等多分野にわたるUNTFHSプロジェクトが可能になった。また、支援内容については、政府との政策レベルでの対話は非常に難しく、政府によって既に決められていることへの支援という形にならざるを得ない、という特徴もある。

また、トルクメニスタンにおいては、統計や正確な数字が存在しない、もしくは存在しているかもしれないが公表されない。「すべて順調である」と政府は様々な点で表明しているが、例えば失業率は、実際には40-60%になっていると言われている。

¹¹⁰ 「今は黄金の時代であり、全てが黄金である(上手くいっている)」というのが政府の主張。

¹¹¹ ただし、EU-TACISによる教育分野への支援等、近年、国際的な支援を受け入れることを含め、前向きな変化は見られる(在トルクメニスタン日本大使館)

第4章 UNOCHA ワークショップ

4-1 ワークショップの背景と概要

UNOCHA の人間の安全保障ユニットは、セミナー、ワークショップ、シンポジウムや関連情報の発振等、人間の安全保障に関するアウトリーチ活動を行なっている。本ワークショップ“Applying the Human Security Concept in Project and Programme Development, Implementation and Impact Assessment”は、国連各機関職員に対する人間の安全保障概念普及を目的として行なわれているワークショップシリーズであり、第一回目である前回は今年6月にアフリカのガーナにてアフリカ地域を対象に行なわれている。第二回目である今回は、以下の3点を主目的として、アジア・太平洋地域の国連機関職員を対象に3日間で実施された。

- －人間の安全保障のコンセプトやその付加価値、人間の安全保障と他の概念との補完関係について参加者の理解を深める。
- －各国のプログラム/プロジェクトにおける人間の安全保障の反映方法について、参加者の理解を深める。
- －国連カントリーチームが人間の安全保障プログラム/プロジェクトを形成、実施、モニタリングしていく上での主要な課題について議論、意見交換を行なう。

ファシリテーターはパリ政治学院のタージバーク博士(Dr. Shahrbanou Tadjbakhsh)であり、UNOCHA の HSU 及び ESCAP が実施支援を行なった。参加者は、UNDP から7名(北朝鮮、東ティモール、タイ、ミャンマー、ブータン、バングラデシュ)、ESCAP から4名(タイ)、UNHCR から1名(ミャンマー)、UNIFEM から1名(パキスタン)、UN-HABITAT から2名(タイ)、UNOCHA から1名(パプアニューギニア)、UNODC から1名(アフガニスタン)、UNCO から1名(フィリピン)、OHCHR から1名(ネパール)、IOM から1名(ミャンマー)であった。

なお、ワークショップ開始にあたり、参加者に対する留意点として HSU からは、本ワークショップは UNTFHS への申請手法を詳しく理解してもらうためのものではなく、より広く、人間の安全保障の概念と人間の安全保障の現場における実践についての理解を深めるためのものである点が説明された。したがって、ワークショップ中に UNTFHS に関する手続き的な点、または案件形成に関する直接のアドバイスといった点はあまり触れられていない。しかし、HSU 担当者は参加者のうち UNTFHS へ申請する考えのある者、または申請中の段階にある者については別途、希望者を対象とした個別アドバイスの時間を設けていた。

4-2 ワークショップ内容

ワークショップは人間の安全保障に関する歴史、理論から始まり、プログラム/プロジェクトにおける人間の安全保障の実践まで、講義とグループワーク、合計 13 のセッションにて構成されている。初日は理論、概念について集中的に扱い、二日目は人間の安全保障の実践のための考え方、プログラム/プロジェクト形成の為のツールについて、グループワークも通

してワークショップが進められた。最終日の三日目には、ケーススタディを通じて、参加者間で人間の安全保障の現場における実践についてさらなる理解が深められた。要点は以下の通りである(なお、現地調査日程の都合で、評価チームのワークショップ参加は二日目までであった)。

4-2-1 研修 1 日目

研修初日は、まず人間の安全保障基金(UNTFHS)の設立の経緯及び現状について説明がなされたのち、人間の安全保障についての歴史及び概念の講義が始まった。2003 年から行なわれている人間の安全保障諮問委員会では、基本的な視点として著しく(Critical)そして蔓延している(Pervasive)危機への対応が、人間の安全保障の根本的な概念であるとのことである。また、2005 年の世界サミット成果文書において、保護する責任(R2P)と人間の安全保障がそれぞれ別々の概念として明確に分けられて理解されるようになったことは、人間の安全保障の概念普及における一つの大きな転機と理解されているとの事である。その他、主に議論された諸点は以下の通り。

- －危機(Insecurity)について、地域、国家、コミュニティ等の様々なレベルで分析。
- －人間の安全保障と、人間開発及び人権への対処との区別分けについて。人間の安全保障は、人間開発、人権、安全の三つを包含する概念である。
- －人間の安全保障における脅威(Threat)について、経済、食料、健康、環境、個人、コミュニティ、政治の 7 つの分野における主要な脅威の分析。
- －ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルと、様々なレベルにおいて、保護(Protection)と能力強化(Empowerment)及び提供(Provision)の三つの側面から、どのようにして人間の安全保障の課題に取り組んでいけるかの議論(なお、UNTFHS では「提供」の観点は概念に取り込まれていない)。
- －人間の安全保障の基本概念である三つの自由(恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由)に関連して、人間の安全保障の観点からどのような質的、量的評価指標が考えられるかの議論。

4-2-2 研修二日目

研修二日目は、前日最終セッションのグループワークが引き続き行なわれたのち、実際の人間の安全保障の現場における反映を念頭に置いた、人間の安全保障諸概念のディスカッションとグループワークが行なわれた。主な内容は以下の通り。

- －人間の安全保障の実践の際、現場において反映される概念として 5 つの要素が説明される。5 つの要素は、それぞれ、人間を中心に据える(People-Centred)、総合的/多元的アプローチ(Comprehensive/Multi-dimensional)、複数のセクターへの対応(Multi-Sectoral)、状況に応じた対応(Context-Specific)、予防への焦点(Prevention-Focused)である。
- －保護と能力強化(Protection and Empowerment)の、プログラム/プロジェクトにおける反映について説明及び議論がなされる。保護とはトップダウンのアプローチであり、

Empowerment はボトムアップのアプローチであるとのこと。例えば、政府や地方政府のキャパシティ・ビルディングを通じた人々の脅威からの保護、政府や地方政府に対する働きかけは保護であり、コミュニティ、現場において人々のキャパシティを強化する事によって、人々自らが自発的なアクターとして状況を変化させていけるようになるアプローチが能力強化であるとのこと。

- ーグループワークを通じて、7 つの分野(経済、食料、健康、環境、個人、コミュニティ、政治)における脅威について、それぞれ恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由という三つの観点から、アプローチすべき具体的課題としてどのようなものが挙げられるか、分析が行なわれる。

4-3 参加者の反応

4-3-1 ワークショップ内での参加者発言等

ワークショップ中、特に初日は人間の安全保障に関して、過去の歴史にまで遡る講義調の内容や、言葉の定義に関する議論が多かったものの、参加者の姿勢は総じて非常に積極的であった。以下に、本ワークショップ内容に関して参加者の意見、議論になった点で目立ったものを記す。

- ーUNTFHS の申請方法自体についての説明はワークショップの目的に含まれないとのことについては、参加者から、本来の参加理由は UNTFHS 申請を円滑にするためという点が多いといったコメントがあった。
- ーワークショップの中では、人間の安全保障の概念、概念に関して、様々な要素が分析枠組みとして提示された。人間開発、人権との区別、三つの自由(恐怖、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由)や、保護と能力強化の他、5つのアプローチ(人間を中心に据える、総合的、等)と7つの対応分野などが挙げられる。これらについては、カテゴリー化が多すぎるとのコメントがあった。特に、5つのアプローチの部分では、総合的/多元的アプローチと、複数セクターに対応するアプローチの具体的な違いについて質問が多かった。ファシリテーターからは、この質問については、総合的/多元的アプローチの結果として複数セクターに対応するアプローチが生まれるとの説明がなされていた。
- ー最新版の UNTFHS ガイドラインにおいて、複数機関による取り組み(Multi-Agency)に関する記載が削除された事については、参加者の認識としてはプロジェクト形成が行ないやすくなったとのことである。従来、複数機関によるプロジェクト形成のため、コーディネーションに時間がとられてきたという認識があり、より UNTFHS プロジェクトを推進するためには肯定的な変更であるとのこと。ただし、ファシリテーター及び HSU からは、複数機関による取り組みは必ずしも推進するものではないが、包括的に危機に対応するという事を考えた場合、結果として複数機関による取り組みになっていくことは多いであろうとのコメントがなされていた。

－実際の人間の安全保障に基づくプログラム/プロジェクト形成のグループワークでは、カテゴリー化の多さと同じく、分析ステップの多さが議論になっていた。よりシンプルな形にできないかという声が多かった。

なお、ワークショップ中とは別途、評価チームが聞き取った参加者のワークショップ及び UNTFHS に関するコメントは以下の通り。

- －特に UNTFHS に応募する予定があるわけではないが、人間の安全保障の概念は重要であると感じており、学んでおく良い機会と捉えて参加した。また、こうした研修はナショナル・スタッフのキャパシティ・ビルディングにも良い。
- －現在、丁度 UNTFHS プロジェクトを申請しており、その関連で参加した。国連機関の中には、特別なマンドートを持っている機関もあり、UNTFHS プロジェクトであえて多様なセクターに対して、複数機関合同で取り組んでいくことには非常に困難があった。この意味で、ガイドラインの新たな改訂は歓迎できる。
- －UNTFHS は比較的規模が小さく、大きな予算を持つ事務所ではあえて UNTFHS へ申請しようとは考えないかもしれない。
- －人間の安全保障は、アプローチについての「ラベル」の問題と感じている(注: 発言者は、二日目の講義で、意識が変化していた感あり)。
- －現在 UNTFHS のプロジェクト形成を考えており、案件形成の参考にしたいと思って参加した。ワークショップ内容はあまり具体的ではないが、コンセプトについてはかなり理解が進んだ。
- －UNTFHS については、現在プロジェクト形成を検討中であるが、One-UN への動き、統合アプローチが促進されつつある現状、人間の安全保障はこの動きにも沿っており重要であると感じている。
- －ワークショップの内容は、帰国後にオフィス内や他関係機関と共有することを予定している。

4-3-2 参加者のワークショップ評価

HSUがワークショップ終了時に実施した評価アンケートでは、肯定的なポイント及び改善を求めるポイントとして以下の諸点があげられている(目立った点を抜粋)¹¹²。

【肯定的なポイント】

- －全体としては、政策レベルの議論と実践がバランスよく含まれていて、非常に良いワークショップであった。
- －もっと早くこうしたワークショップが行なわれるべきであった。
- －コンセプトは時宜に沿っており、丁度学ぶのに適したタイミングであった。
- －人間の安全保障のコンセプトは、概念としては非常に優れている。他方、プロジェクト形成にまで具体化した実践レベルでは、さらに洗練される余地がある。

¹¹² “Training Manual: Human Security Regional Training for the sub-region of Asia Pacific”, p62-64.
<http://ochaonline.un.org/LinkClick.aspx?link=5958&tabid=2101&language=en-US>

ワークショップ自体が、参加者間の議論を引き出すように行なわれており、理解を促進する上でとても効果的であった。

【改善を求めるポイント】

- －3日間では研修期間自体が短いと感じる。あと一日か二日あると非常に良かった。
- －より、現場における実践に焦点を当てた研修になると良い。
- －参加者の多くは UNTFHS の申請や案件形成の理解促進に興味を持っており、1日程度、UNTFHS 申請に特化したワークショップが追加されても良かった。

4-4 本評価に資する諸点

4-4-1 ワークショップの実施について

UNOCHA の HSU では、今後このようなワークショップを繰り返しつつ、人間の安全保障の概念を、国連機関現地事務所に浸透させていくことを考えている。今回のワークショップ参加者は、総じて非常に積極的にワークショップに参加していること、また One-UN といった現状の国連内の動きもあり、人間の安全保障主流化を目的としたワークショップ自体は妥当でもあり、また直接各職員にアプローチするという意味で効果的でもある。多くの参加者が、ワークショップ内容を、帰国後に自らの組織内や関係他機関と共有すると話していたことから、この点は評価できる。

他方、参加者コメントにおいて、概念としては非常に優れているが、実践においてはさらに洗練されることが望まれるといった指摘もあるように、具体的なプロジェクト形成に人間の安全保障を反映させていくという点では、更なる改善の余地があるといえる。特に、初日のワークショップ内容は「安全(Security)」という言葉の定義に関する議論や、人間の安全保障に関して第二次世界大戦後からの歴史を追っていくといった内容もあり、大学の講義といった様子も感じられたが、こうした点については実践に繋がるものを的を絞って求めてくる参加者には適さないところもあるであろう。

4-4-2 人間の安全保障基金への示唆

ワークショップ内容及び評価チームが聞き取った点から、UNTFHS に関する示唆としては、まず、こうしたワークショップを案件形成により直結させるということが上げられる。実際に、参加者の中には UNTFHS 案件形成、申請についての理解を深めることを期待して参加したと発言している者もいた。また、人間の安全保障は、概念としては優れているものの、実践においては未だ課題があると捉えている参加者の声もある。同時に、HSU では、案件形成及び申請方法については、ワークショップ時間外に個別に相談に乗るといった対応をしている。個別相談の方が、国、機関によって直面する課題に対しても的を絞ったアドバイスがしやすいということを鑑みると、HSU のこうした対応は参加者ニーズにもあったと思われる。他方、具体的に案件形成をする段階にはないといった参加者は、こうした個別アドバイスには持ち込む相談事がないことから、HSU のアドバイス・サービスを利用するところまで

は行かない場合も想像しうる。この意味からは、UNTFHS に特化したワークショップ内容を追加することも重要と思われる。

また、予算が大きい事務所では、あえてUNTFHSを申請するための動機が生まれないことがあるという指摘が参加者からなされていた。この点、UNTFHS がより申請しやすい、使いやすい基金になっていくことは、UNTFHS の認知度を高める上で重要であろう。

添付資料 1. 現地調査行程

	日付	行程	備考	宿泊地
1	10月25日 (日)	TG 677 (成田ーバンコク) 17:15 – 22:15		バンコク
2	10月26日 (月)	08:30 JICA 専門家(MSDHS) 13:00 IOM 15:00 ILO 18:00 UNOCHA Workshop Reception	TG 643 (成田ーバンコク) 09:45 – 14:45(橋本)	バンコク
3	10月27日 (火)	TG130(バンコクーチェンライ) 08:35-9:55 10:30 元プロジェクトチーム 13:00 SEPOM レストラン 15:00 コミュニティ訪問 TG141(チェンライーバンコク) 20:20-21:35	09:00 – 17:00 OCHA Workshop(古本)	バンコク
4	10月28日 (水)	09:00 女性財団(FFW) 13:30 社会開発人間安全保障省 16:00 日本大使館 TK061 (バンコクーイスタンブール) 23:45 – 05:30+1	09:00 – 17:00 OCHA Workshop(古本)	機内
5	10月29日 (木)	TK 1362 (イスタンブールーアシガバット) 21:25 – 04:00+1		機内
6	10月30日 (金)	09:00 日本大使館 10:00 保健医療産業省 11:30 教育省 14:15 UNHCR/UNFPA 16:00 社会福祉省		アシガバット
7	10月31日 (土)	06:20 – 07:00 (アシガバットーマルイ) UNHCR/UNFPA によるプロジェクトサイトの視察と関係者へのインタビュー 19:40 – 20:20 (マルイーアシガバット)		アシガバット
8	11月1日 (日)	06:00 – 06:50 (アシガバットートルクメナバット) UNHCR/UNFPA によるプロジェクトサイトの視察と関係者へのインタビュー	TK 1363 (アシガバットーイスタンブール) 05:25 – 06:35(橋本) TK060 (イスタンブールーバンコク) 23:40 – 13:40+1(橋本)	アタムラト ／機内
9	11月2日 (月)	UNHCR/UNFPA によるプロジェクトサイトの視察と関係者へのインタビュー 18:30 – 19:10 (トルクメナバットーアシガバット)	TG 640 (バンコクー成田) 22:35 – 06:15+1(橋本)	アシガバット ／機内
10	11月3日 (火)	TK 1365 (アシガバットーイスタンブール) 07:35 – 08:45 TK060 (イスタンブールーバンコク) 23:40 – 13:40+1	06:15 成田着(橋本)	機内
11	11月4日 (水)	TG 640 (バンコクー成田) 22:35 – 06:15+1		機内
12	11月5日 (木)	06:15 成田着		—